

# 同時代史学会 News Letter

第43号 (2024年5月) ISSN 1347-7587

〈今号の内容〉

- ・ [告知：同時代史学会・第52回定例研究会](#)
- ・ [研究大会の記録：2023年度大会 自由論題報告、全体会](#)
- ・ [編集後記](#)

## 【告知】第52回定例研究会のお知らせ

- 同時代史学会・第52回定例研究会  
院生・若手研究報告会

日時：2024年7月6日（土）

会場：法政大学市ヶ谷キャンパス

詳細は同時代史学会電子メールニュースおよび同時代史学会 Web サイトにてお知らせします。

# 2023 年度大会

## 自由論題報告、 全体会「安定化させる力学とかき消されていく声 —1973 年以降の水俣から考える—」

日時 2023 年 12 月 9 日（土）10:00～17:40  
場所 東京経済大学国分寺キャンパス 2 号館  
（全体会と総会のみオンラインとのハイブリッド開催）

〈自由論題報告〉10:00～12:00

[謝花直美「馬の食糧化から考察する沖縄戦飢餓—沖縄島北部と宮古島の事例から—」](#)

[松田京子「戦後」台湾の経験と日本の社会運動—ライフヒストリーからの考察—](#)

[蔭木達也「占領期検閲と高群逸枝の女性史学」](#)

[蓬田優人「毛呂清輝の戦後における言説」](#)

[宮下祥子「知識人たちの内灘闘争と内灘試射場返還」](#)

[大野光明「反戦・反軍運動と女性解放運動が交わる時—1970 年代初頭の沖縄におけるウイメンズハウス—」](#)

[ロメロ・イサミ「1960 年の日玖通商協定の締結と池田政権の対キューバ「独自路線」](#)

[谷口綾美「1982 年歴史教科書問題発生時の日韓の反応と共同研究の流れ」](#)

[多谷洋平「江藤淳と 1980 年代初頭の憲法論争—GHQ 占領期の言論検閲をめぐる議論に着目して—」](#)

[名合史子「ポスト冷戦移行期「日本」の自画像—「湾岸戦争に反対する文学者声明」をめぐる議論を中心に—」](#)

〈総会〉12:40～13:10

〈全体会〉13:30～17:40

「安定化させる力学とかき消されていく声—1973 年以降の水俣から考える—」

研究報告

[全体会趣旨文](#)

[井上ゆかり「一次訴訟判決後から 50 年 水俣病被害当事者の『かき消されゆく声』」](#)

[原子栄一郎「水俣病を環境教育として取り上げることにおいて、緒方正人さんを考材とすることによって何がもたらされるか？ 私の大学環境教育実践から」](#)

[対談（遠藤邦夫・及川英二郎）](#)

大会参加記

[秦 文憲](#)

[岡崎みのり](#)

〈自由論題報告要旨〉 \*所属等は報告時点（2023年12月）のものです。

## 馬の食糧化から考察する沖縄戦飢餓—沖縄島北部と宮古島の事例から—

謝花直美（同志社大学〈奄美-沖縄-琉球〉研究センター）

はじめに

沖縄戦の食糧問題はこれまで十分に考察されてきたとはいいがたい。食糧は人々の生存を左右するにもかかわらず、沖縄県内の地域史では人々の戦場体験を中心に記述されており、食糧を巡る経験は副次的なものとして断片的に書き残されてきた。また、食糧を巡る経験を規定した食糧生産や備蓄、島外からの運搬など戦時行政に関わる部分も十分には検討されてこなかったといえる。

先行研究の一つに、日本軍食糧政策の戦局への影響を考察した海野洋の『食糧も大丈夫也』がある。沖縄戦については章が設けられ、民間人食糧についても言及される。しかし、軍の政策に焦点がおかれ、総力戦下の住民生活や戦場での具体的状況への言及はない。地域史も含めた先行研究の課題を踏まえ、新たな角度から食糧問題を考察するために、沖縄では荷馬車や砂糖キビ製造に欠かせない役畜の馬が食糧化される過程に着目した。馬が食用化される過程は、本来食糧でないものを食料とすること、馬を奪うこと・失うこと、肉を分けあうこと（分けあわないこと）、食べること（食べられないこと）など、さまざま判断、決定、行為が積み重ねられる。その過程では民間人同士や、民間人と兵士間で、馬をめぐる摩擦や対立が引き起こされた。馬を媒介として結びついた人々の間には、戦時統制下の権力に加え、「食べる」という行為を巡って新たな権力関係が派生していたと考えられる。馬は豚や鶏などとは異なり、本来食糧ではなかったため、戦場経験に埋没せずに記録されている。その結果、食糧問題の経験に分け入るための痕跡となるのである。戦場の食糧問題、飢餓を考えるために、馬の食糧化を考える意義はこの点にある。

### 沖縄戦直前の馬概要

沖縄戦直前の1941年、家畜の統計では、馬は沖縄島に約30000頭、全離島約12000頭、合計約42000頭がいた。沖縄戦を挟んだ1947年の統計では、沖縄島では2776頭で激減した。この時全離島は7564頭と沖縄島を比較すると被害が少なくみえるが、後述するように減少は宮古島に集中していた。

1944年夏、日本軍は琉球諸島の飛行場建造を目的に中国大陸から移駐してきたため、馬を巡る事情は急変した。大瀧真俊によれば、日本軍3個師団が帯同した軍馬は少なくとも734頭であり、不足した数千頭の軍馬を現地から輜重用や将校の乗馬用に徴発したが、それでも半数程度しか補充できなかつたという。飛行場の造営は20カ所にも及び、各地の馬車組合を通して荷馬車が徴用された。こうした事態に、農家の生産態勢も変化した。当時の農村の主食と同時に家畜飼料の甘藷は食糧増産対象となった。馬がいなかったため地域で製糖ができなくなった。家畜は食肉管理のために登録制になった。

### 北部「立退き」による避難民の飢餓

沖縄戦後初めて住民の視点で戦争体験を記録した『鉄の暴風』に収録された首里市出身の沖縄県庁職員・板良敷朝基の手記を介して、馬の食糧化を考察する。沖縄島最北部「辺戸岬まで米軍が一杯」の4月下旬以降、板良敷は山中の炭焼窯に来た牛肉を売る男と出会う。「…山の中で牛を飼うのが面倒だから、潰したんじゃ」「馬肉が14、5円だから20円でよいじゃろう」。板良敷はせっかく買ったものの塩も無く、味噌も少ないため「肉は味をつけることができず、一升だきの蒸し鍋に水を一杯入れ、何回にも分けて炊き、その日は煮汁だけを啜ることにした。それは呑み下されるしろものではなかった」。

数日後、板良敷は「牛肉でも馬肉でも買って米の足しにしなければ」と思い、山中の比地川沿いの読谷・北谷・宜野湾避難民を訪ね馬肉を求めることにした。ちょうど馬を潰している最中だが、男たちは「こちらも多勢なんでな、全部、約束があるんだ」と答える。板良敷は現金を渡し手にいれようとするが「今時、金は要らんよ」と断られる。食い下がって、なんとか肉の少ない脚をもらっている。

一連の記述から分かるのが、避難民が飢餓に瀕する山中でも、相場が形成されるほど肉が売買されていたことである。中南部の避難民が牛を北部まで移動させたとは考えにくく、牛肉を売り肉の相場を知る男性は地元集落民と考えられる。避難民向けに商売ができたのは、この時点でも食糧に余裕があり家畜を所有していたからである。一方、板良敷が現金で買えなかった馬肉は、北谷・読谷・宜野湾の避難民のものである。地元民と異なり避難民の間では現金はもはや役に立たない。避難時の荷物運搬用だった馬は、戦が終わった後には農業復興には不可欠となる。しかし、この時潰さなければならぬほど、避難民の食糧事情は逼迫していた。あらかじめ肉の分け前は決まっており、同じ避難民であってもよそ者である那覇出身の板良敷は現金でも共有を拒まれたのである。

この後に食糧問題はさらに深刻化し、馬を連れていた避難民も飢餓に見舞われている。読谷村の場合は北部に避難した709人中475人が栄養失調とマラリアで死亡したことが判明している。『鉄の暴風』に収録されながらも、あまり注目されてこなかった板良敷の手記からは、沖縄島北部で食糧が枯渇し飢餓にいたる過程で、地元民、避難民の間の肉の共有を巡る関係性の変化、それが帯びた権力性が読み取られるのである。

### 宮古島の馬を巡る状況と証言

琉球国時代に中国との冊封用に献上馬を育成した宮古は生馬地として、馬を大切にする文化と歴史があった。沖縄戦前、1941年に宮古島には8809頭がいたが、沖縄戦をはさんだ1946年には5278頭に減少した。

宮古島に日本軍がやってきたのは1944年夏、飛行場造設のためだった。当時の宮古の人口約65000人に対し、日本軍将兵30000人が移駐した。この時期、沖縄県への物資運搬は船舶不足と米軍の攻撃で困難を極めていた。那覇や台湾からの物資に頼っていた宮古島の食糧を含め、日本軍の食糧確保もまた困難となっていく。日本軍の記録によれば、食糧が枯渇し始めると、農民を使い、自給用の芋栽培を始めた。獣肉資源が減少すると、農家の牛豚屠畜を禁じた。だがこうした記録には馬を食べたことは残されていない。

住民証言には兵士が馬を食べている姿が数多く登場する。「(海軍の)兵舎では、馬肉のごちそうをしていました。空襲でやられた民の馬をくっているということでしたね。凹地にあ

った軍属の兵舎が機銃掃射をあび、人も死んだということでしたがね」。20代の消防団の男性は、空襲を生き延びた直後であり、同僚である軍属が死んだにも関わらず馬肉をたべる兵士への嫌悪感を表している。50代の隣組班長・警防団長は「軍が牛を飼うから集めろといわれ、部落中の牛を名嘉山公民館に集めた。兵隊がかつてな値段をつけて、金の代わりに債権を渡された。370円で牛を売ったが、1円ももらっていない。牛がいなくなると耕作用の馬を輻重用といって徴発していった。それもつぶして食ったらしく、戦争が終わっても返してくれなかった」とする。「御国のため」と思い空襲時にも避難せず奉公した男性は、地元民と日本軍の間で板挟みになった。40代の大工男性は「豊部隊の桜井班長は、しかし、ひどいことをしましたよ。運搬につかうからといって私の馬をかりていきましたがね。いつまでも返さないの、部隊に請求したが、そのままになってしまいました。自分の力で馬を買う力もないの、思案にくりてしまいました。戦争が終わった後、5円模合を起こして、それで来間島から三歳馬を買った」とし、経済的な打撃を受けた。住民の証言は、「民の馬」が食糧とされた結果、住民が反発を抱いていく様子が伝わる。元々日本軍と住民の関係は非対称なものであり、生活の中の摩擦は「御国のため」という言葉に表される精神の動員態勢の中に呑み込まれていた。しかし飢餓が深刻になる中で、将兵の「民の馬」を「食べる」行為が前景化したため、住民の生活や労働の問題、慣習や文化を浸食する行為として言葉が残されたのである。

沖縄戦飢餓の過程で、馬が食糧化される過程を沖縄島と宮古島の事例から考察した。飢餓が深刻化する過程で、本来は食糧ではないものを食糧化する時、その決定や共有、行為は権力性を帯びていた。従前の社会・文化的文脈で機能した権力に加え、「食べること」が新たな権力として現れたのである。同時に、「食べること」が人間の生存に必要な基本的な行為であるからこそ、従前の権力関係の維持に裂け目を与えたといえる。

#### 【参考文献】

- 上野村教育委員会編・発行『村民の戦時・戦後体験記録——恒久平和を願い 子や孫に語り継ぐ』2003年  
海野洋『食糧も大丈夫也——終戦の決断と食糧』農林統計出版、2016年  
大瀧真俊「沖縄戦下の軍馬たち」、『名城大学経済・経営学会会報』85号（『名城論叢』22巻1号付録）、名城大経済・経営学会、2021年  
沖縄県教育委員会編・発行『沖縄県史10各論編9 沖縄戦記録2』1974年  
沖縄タイムス社編・発行『鉄の暴風 沖縄戦記』第10版、1993年

### 「戦後」台湾の経験と日本の社会運動——ライフヒストリーからの考察——

松田京子（南山大学）

日本による植民地統治下の台湾で、植民地政府による学校教育を受けた台湾の人々のなかには、「戦後」の台湾で起こった二二八事件、その後の五〇年代白色テロルによって、大きな被害を被った人々がいる。「政治受難者」である彼ら彼女らは、例えば釈放後も日常生活の中

で様々な困難を経験し、さらなる政治的な「受難」に直面する場合もあった。そのような中で、彼ら彼女らにとって日本語は「思考し表現するための主要言語」[洪 2021 p.6]であったといえる。日本統治期の経験は、ポストコロニアル状況の中で、彼ら彼女らにどのような影響を与えたのか。また彼ら彼女らにとって、「日本」とはどのような存在であったのか。また彼ら彼女らの「受難」に対して、「戦後」日本の社会運動はどのように向き合い、どのように関わったのだろうか。これらの問題を、ある夫妻のライフヒストリーにそって、具体的に考察するという目的のもと報告を行った。その概要は以下のとおりである。

まずカロリン・エムケの著作『なぜならそれは言葉にできるから——証言することの正義について』を手がかりに、「受難」の経験と証言の関係性について考察した上で、証言を引き継ぐことの今日的意義について検討した。このような検討を報告の冒頭に行った意味は、本報告で焦点をあてた日本による植民地統治下の台湾で幼少期・青年期を過ごし植民地政府による学校教育を受けた人々は、やがて「戦後」80年を迎えるという状況の中で、ご高齢となり、死去されるケースも増えている。このような状況において、彼ら彼女らの経験に基づく証言をどのように引き継ぐのかは差し迫った課題であるという問題意識によっている。

次に「戦後」の台湾で起こった二二八事件、五〇年代白色テロルの概要について紹介した[何 2003]。これらの出来事は、東アジアにおける冷戦体制、すなわち中国大陸での国共内戦から1949年の中華人民共和国の成立、国共内戦に敗れた国民党政府の台湾への撤退、さらに1950年からの朝鮮戦争といった国際的な状況と深く関連していることを確認した。そして国民党政府は、1949年に台湾に「戒厳令」を施行することとなるが、この「戒厳令」が解除されるのは実に40年近く経った後の1987年であった。「戒厳令」解除後の民主化の進展の中で、台湾社会における二二八事件、五〇年代白色テロルに対する向き合い方がどのように変遷していったのかについても概観した。

さらに1990年代以降、台湾で盛んとなる「口述歴史」についても、その背景には植民地期から「植民地後（ポストコロニアル）」／冷戦期の台湾で展開した「暴力」の痕跡にどのように向き合うのかという課題[松田 2016]があったことを指摘した上で、これらの「口述歴史」の蓄積に基づいて展開されている、五〇年代白色テロルに関する研究状況を、特にジェンダーの観点から検討した。すなわち五〇年代白色テロルによる「政治受難者」とは「誰」なのかを改めて考えた際、先行研究が指摘するように、1947年から1988年の間に台湾で「政治犯」とされた人々の圧倒的多数は男性であり[葉 2016]、「女性政治犯」の経験は周辺化されやすい傾向にあること、また「男性政治受難者」の女性家族には共通する経験、すなわち白色テロルの雰囲気の中での社会的孤立、父親あるいは夫が投獄されたことによる経済的困窮という苦難の経験があり[葉 2016]、その意味では「受難者家族」も含める形で「政治受難者」の範疇を拡大すべきという議論[沈 2015]があることに言及した。

その上で、本報告で焦点をあてる夫妻とりわけ妻である台湾女性のライフヒストリーを紹介した。植民地政府が設置した公学校で教育を受け、さらに高等女学校に進学したこの女性は、「戦後」の台湾社会でも新しい知識を積極的に吸収しようとするが、五〇年代白色テロルの状況下で、読書会への参加などが問題視され、収監された経験をもつ人物である。先に述べたように、割合的には極めて少ない「女性政治犯」の一人ということになるが、彼女は出獄後、「政治受難者」同士の結婚を選択した。彼女の夫も「政治犯」として1950年代に収監

された経験を持つが、さらに彼女の夫は、1970年代に再度、「政治犯」として収監された。つまり彼女は「男性政治受難者」の女性家族として、夫が投獄されたことによる経済的な困難などにも直面した経験を持つ人物である。彼女はこの経済的困難に際して、植民地統治下の学校教育で身に付けた日本語能力を駆使し、日本語教師となり家計を支えていくことになる〔許 2014〕。本報告では、彼女の「口述歴史」をもとに、「女性政治犯」としての経験の具体像や、「政治受難者」の家族としての経験の具体像、そして彼女がもつ他の「女性政治犯」の経験を語り伝えようとする意志の意味、さらに彼女にとって「日本」とはどのような存在だったのかについて考察した。

最後に、このような「戦後」台湾の状況に、日本の社会運動はどのように向きあったのかという本報告の中心的な課題について、1970年代に台湾で起こった陳明忠事件を取り上げて考察した。陳明忠事件とは、1976年の台湾で政府批判派の立法委員の次女が逮捕されたことをきっかけに、陳明忠氏をはじめ関係者が次々と拘束された事件であるが、この状況に対してアムネスティ・インターナショナルの活動をはじめとして、陳明忠氏らに対する救援運動が、ロンドンやニューヨークなど世界的な広がりをもって行われた。このような救援運動の広がりによって日本で呼応していく動きとして、アムネスティ・インターナショナル日本支部の取り組みなどがあった（『台湾の人権問題に光を』アムネスティ・インターナショナル日本支部第5グループ、1977年）。

この取り組みの具体像についてアムネスティ・インターナショナル日本支部の設立の経緯も含めて考察し、さらにこの取り組みを引き継ぐ形で、参議院議員の市川房枝氏やアムネスティ・インターナショナル日本支部初代理事長の猪俣浩三氏らを設立呼びかけ人として、1977年に設立された「台湾の政治犯を救う会」の初期の活動について、その人的ネットワークのあり方や他の団体の活動との関連も含めて検討した（『台湾の政治犯を救う会活動記録（1977年～1994年）』、台湾の政治犯を救う会、1994年）。その上で、今後の展望について述べ、報告を終えた。

（なお、この文章については、当日配布したレジュメおよび使用したパワーポイントの内容に基づいて作成した。また要旨であるため適宜、省略したことをお断りしておきたい。）

#### 【主要参考・引用文献】 \*発行年順

何義麟『二二八事件——「台湾人」形成のエスノポリティクス』東京大学出版会、2003年  
楊翠「女性與白色恐怖政治事件」、『台湾人権與政治事件學術研討會論文集』台湾人権與政治事件學術研討會〈台北〉、2006年

何義麟『台湾現代史——二二八事件をめぐる歴史の再記憶』平凡社、2014年

前田直樹「柳文卿・陳玉爾事件とアムネスティ・インターナショナル日本の設立——日本における台湾独立運動をめぐる一断面」、『広島法学』38巻2号、2014年

許雪姬主編『獄外之囚——白色恐怖受難者女性家屬訪問紀錄 上』、国家人権博物館籌備處〈新北〉・中央研究院臺灣史研究所〈台北〉、2014年

沈秀華「受害家屬就是受害者」、台湾民間真相與和平促進會『記憶與遺忘的鬥爭 卷三』衛城出版〈新北〉、2015年

葉虹靈「展望轉型正義時刻」、『性別平等教育季刊』77号、2016年

松田京子「植民地研究の展開と「文化」研究」、『日本思想史学』48号、2016年  
李淑君「「例外状態」下の「失調姿態」——白色恐怖監獄中的女性政治受難者の失調身體」、  
『淡江中文学報』38期、2018年  
カロリン・エムケ（浅井晶子訳）『なぜならそれは言葉にできるから——証言することの正義  
について』みすず書房、2019年  
平井新「現代台湾における移行期正義の形成過程——蔡英文政権期の「転型正義」関連法規  
の制定と運用を中心に」、『中国研究論叢』20号、2020年  
洪郁如『誰の日本時代——ジェンダー・階層・帝国の台湾史』法政大学出版局、2021年

## 占領期検閲と高群逸枝の女性史学

蔭木達也

はじめに

近代日本の歴史学の辿ってきた歴史を考えると、満洲事変以来第二次世界大戦が終わるまでの戦中期の検閲や言論弾圧の影響は広く知られているが、近年、検閲が戦中期だけでなく、戦後の連合国占領期においても行われていたことが明らかにされてきている。しかし、歴史学系の著作における占領期検閲の影響についての研究は、まだ端緒にすぎたばかりであり、特に日本史においては、戦中と戦後の断絶に鑑みて、検閲の研究を分析する作業が困難な部分がある。戦中期に歴史学の中心にいた平泉澄ら皇国史観を掲げた研究者は戦後、検閲を受ける著作を発表する間も無く公職追放され、大学を離れた。公職追放にならずとも、検閲によって著作が全く闇に葬られれば、検閲の影響を辿ることは難しい。逆に、津田左右吉など戦中期は弾圧されていて戦後すぐに活躍した歴史学者は、戦後の検閲で大きな問題となるような論述をする必要がなかった。この場合では、占領期の検閲の影響を見るのが難しい。占領期検閲の影響が最も強く現れるのは、戦前に皇国史観に近い立場から天皇に関する研究を行い、しかし戦後公職追放にならず、多少の修正を加えれば歴史研究を発表し続けられることができた歴史研究者に限られる。

その点、1931年から歴史研究の道に没頭し、戦中期も研究成果を書籍や論文で発表し、戦後まで継続的に日本女性史の研究に取り組んだ高群逸枝の女性史学は、占領期検閲の影響を色濃く受けている。しかし、これまでの研究においてその影響が検討の俎上に挙げられることはほとんどなかった。ここでは、高群とGHQとの関わり、著作出版の経緯などを分析し、占領期検閲が高群の著作に与えた影響を明らかにすることを試みたい。

### 1. 高群と占領下の検閲

GHQ/SCAP（連合軍最高司令官総司令部、以下GHQと表記）は占領当初から言論の自由に対する制限を表明し（SCAPIN-16）、報道が占領軍の意向に沿うような“truth”に基づくことを強く求めていた。9月19日にいわゆる「プレスコード」（SCAPIN-33）を発するとともに、GHQ参謀第二部（G-2）の民間諜報局（CIS）内に置かれた民間検閲支隊（CCD: Civil Censorship Detachment）を通じて非公開の検閲を行った。「プレスコード」発出以後、



新聞雑誌が立て続けに発禁や没収となり（SCAPIN-34, 37, 79）、政府とメディアとの結びつきが否定され、特に同盟通信社の特権が剥奪されてその解体を促した（SCAPIN-51）。続けて郵便検閲も始まり（SCAPIN-80）、マッカーサーが来日してから1ヵ月程度のうちに、GHQが好ましくないと考える言説を国民に知られないうちに排除する体制が整っていった。あわせて、帝国日本政府の思想統制から国民を解放するための政策も進められていく。9月末にGHQのメディア戦術による報道が内務省検閲により差し止められるという事件が起こると、直ちにGHQは日本政府による言論統制の撤廃を指令した（SCAPIN-66）。さらに、10月4日の「人権指令」（SCAPIN-93）により政治や宗教に対するすべての政府統制の撤廃を求め、教育改革を通じて思想や信教の自由の実現を図るための指令を10月中に次々と発出した。GHQはさらに民間における思想の自由化に向け、憲兵隊の解体を改めて命じた後（SCAPIN-156）、11月に入ると戦前の思想統制における憲兵隊・特務機関・隣組の重要性に鑑みて、これらについての情報提供を命じた（SCAPIN-234, 236）。そのような状況と並行して準備されてきたのが、「神道指令」（SCAPIN-448）である。国家神道を廃するための指令が米国内で準備され、国務省極東部長のJ. C. ヴィンセントの発言とその後の指令をもとにGHQ内でも10月後半から指令草案が練られ、12月15日に発出された。

1931年から女性史研究に没頭する生活を続けていた高群は、東京世田谷の自宅で敗戦を迎えた。敗戦後の高群は、「天皇制について」「神道と女性」「天皇神聖説」など天皇や神道に関する文章をいくつか書いているが、「時局柄再考して、これはそのまま発表しないこととす」（10月12日）と日記に書いている通り、それらをどこにも発表しなかった。その代わりに高群が出版媒体に送ったのは、「婦人問題の反省と再建」「日本的民主主義」「婦人参政権の話」など、占領体制に親和性の高いテーマであった。「時局」を考慮して書く内容を選んだ高群は、1945年10月から46年にかけて10本以上の記事を新聞や雑誌に掲載することができており、かつ削除や没収のリストのどこにも高群の名前は出てきていない。占領軍の意図に即した表現に心を砕いた作家であったからこそ、高群は検閲をくぐり抜けて本を出版することができた。敗戦後連合軍の占領が始まってわずか三年の間に、『日本女性社会史』『女性の歴史』『恋愛論』と立て続けに三冊の本を出版した。またこの年、高群は『自由文化』（9集、1948年6月）に女性史論「三代の女性」を投稿したが、それは翌月CIEのレポートPublications Analysis（No. 191, 29 Jul 1948）で引用されるほど、公的に認められたものであった。

## 2. 『母系制の研究』の復刊

ただ、そんな高群でも出版に苦慮した本があった。それは1938年に初版が出版された『母系制の研究』である。『母系制の研究』復刊に向け、高群は原稿を「再調」した。その「再調」は、『母系制の研究』の結論部分を一部削除する大幅なものであり、その後の高群の女性史研究の方向を決定づけるものとなり、削除の背景をめぐっては後年の研究者から複数の異なる見解が出されている。

確かに改訂三版には結論第三章がないけれども、結論第一章で婚姻と父系化による「国づくり」を論じ、第二章では朝廷による「賜氏姓」によって「氏姓変化の正常なる全コースはここに終る」と書いて、第二章の最後に「遼古には純母系の祖があり氏があり、而して、そ

の世界は純母系的系譜観念の世界であつたが、神代に至つて祖変を生じ、ここに父系々譜観念の世となつて、それより諸種の変化を過程して、大化に至つて完結した、と解すべきであるまいか」とまとめた部分は、書き換えられていない。つまり、第三章がなくとも、父系化による系譜の統合を通じて大化改新ごろの時代に天皇を中心とした家族国家が構成された、とする高群の『母系制の研究』の結論は変化しない。むしろ問題は、それを戦後削除した際の動機にある。鹿野政直は日本の太平洋戦争敗戦後の高群の執筆活動について「タブーが取り除かれた」とも書いているが、そこではタブーが逆転しただけであつて、同時代の他の著者たちと同様、高群は依然として自由な執筆が許されない環境にあつた。当時、検閲について口外することは検閲そのものによって禁じられており、戦前とは違って伏せ字などを用いることも禁じられたという点では、より厳しい規制がかけられていた。ゆえに高群が検閲の基準に知悉していたとまでは考えられないが、「神道指令」までの一連のGHQのメディア統制政策をみれば、戦後すぐに天皇に関する文章を書きながらもその公表を控えたときの、高群の天皇についての言及に対する検閲への恐れは正当なものであつた。高群は当時の「時局」を正確に把握していたのである。

おわりに

過去の研究では、高群の1940年代後半の著作は、戦時体制下の言論統制から自由になったものとみなされてきた。しかしそこには、GHQによる検閲の影響が色濃く現れている。1945年後半から46年にかけての高群は、「天皇」を論じた原稿を発表しないこととし、占領軍の望むテーマに即した文章を書くことで、時代にふさわしい書き手とみなされるようになった。『日本女性社会史』では表紙から検閲を意識したデザインとし、『母系制の研究』の復刊の際には、母系制から天皇を中心とした父系制への移行を論じた『母系制の研究』結論第三章を削除して、検閲による公表禁止処分の危険を避けたのであつた。それでも、結論第一章・第二章は残すことで、『母系制の研究』の論理的な終着点、つまり父系としての天皇制の成立による国家の形成という論理をGHQの検閲下でありながら守り通すところに、「再調」による改訂第三版の出版を望んだ高群の意図があつた。

高群の女性史論の論理の変化は、高群自身の研究の進展や思想の影響のみならず、同時代の社会における要請と統制に沿いつつその論旨をずらしていくことで生じた。その過程は、先行研究にあつたような、戦前の検閲下の不自由な歴史研究から戦後の自由な歴史研究へ、というような単純な解釈が自明ではないこと、そこには戦前と戦後それぞれの政府や政策に大きく影響された歴史研究のパラダイムが存在したことを資料的に証示するものであるといえよう。

#### 【主要参考文献】

鹿野政直・堀場清子『高群逸枝』（初出：1977年）朝日新聞社、1985年  
堀場清子『高群逸枝の生涯——年譜と著作』ドメス出版、2009年  
山本武利『占領期メディア分析』法政大学出版局、1996年

## 毛呂清輝の戦後における言説

蓬田優人（東北大学大学院博士後期課程）

本報告は、戦前から戦後にかけての昭和期に活動した政治運動家の毛呂清輝（1913～78年）について取り上げたものである。彼は1933年の神兵隊事件への参加を契機として、戦前には「維新公論社」や「皇道翼賛青年連盟」等の組織に、そして戦後は「救国国民総連合」にまで結び付いた右派勢力結集の動きと関わった一方、それを離れて新たに「新勢力社」を創設する等、日本国内における右派運動に長期にわたって関与した人物である。しかし、彼に対する先行研究は皆無に等しい状態であり（九内悠水子「比治山大学蔵『三島由紀夫文庫』調査報告（3）」『比治山大学紀要』22号、2015年が挙げられる程度である）、現在では忘却されているに近い存在とも言える。そのことを指摘した上で、本報告の冒頭では、毛呂を取り上げる意義として2つを挙げた。一つは毛呂個人について焦点を当てる場合、彼の活動が積極的なものとなったのは戦後を迎えてからであるとした上で、機関誌『新勢力』を主宰した彼が同誌に呼び寄せたのが、葦津珍彦（1909～92年）から鈴木邦男（1943～2023年）等に至るまで、戦前から戦後にかけての右派陣営の代表的論客たちであったことを指摘した。そしてその点が、毛呂について、メディア史的観点から見る場合の意義として浮上すると考えられるとも述べた。そしてもう一つが、毛呂を含めた集団について、つまり、学生時代の彼の師であった松永材（1891～1968年）と、毛呂の同窓であった影山正治（1910～79年）や中村武彦（1912～2005年）らを併せたグループについて焦点を当てた場合に浮かび上がるものである。すなわち戦前から戦後にかけて、師弟共に「昭和維新」運動に関与したことが、「昭和維新」運動の変遷・推移という点において意義があるのではないか、ということも指摘した。

本報告は、戦後の毛呂について、彼が関与した雑誌媒体における言説を紹介する形で行った。先述の通り、毛呂の活動が積極的なものとなるのは戦後であり、その手腕を振るったのは1955年創刊の『新勢力』誌上であるが、本報告では、公職追放が解除された直後の彼が携わった『共通の広場』から取り上げた。

『共通の広場』を通して毛呂が論じていたのは、当時の米ソ対立という情勢であり、その狭間にあるものとしての「アジア」の問題である。当時の「世界連邦」運動について触れた中で、そこには「アジア」への視点が欠落していると批判的に述べる一方（「世界連邦運動とアジア会議」『共通の広場』1巻3号）で、共産主義勢力に対抗するものとしての「アジア社会主義連邦」を、毛呂は提唱してもいる（「アジア社会主義連邦論」『共通の広場』1巻5号）。その上で、その中における「日本」の役割とは何であるかを、かつての「大東亜共栄圏」の失敗に触れながら、当時の毛呂は模索していたことが窺える。つまり、彼にとって「アジア」とは、共通した「道義」「理念」によって結び付けられるものであり、そこから導き出される姿としての「連邦」における一角としての「日本」を構想していた、とも言い得よう。

『共通の広場』誌上での毛呂の言説は、日本国外の情勢に比重が置かれた内容であったと言い得る。一方で、自身が主幹を務めた『新勢力』において毛呂は日本国内の情勢について、そして、日本の今後の課題についても論じた。同誌における彼の言説から読み取れるのは、敗戦と占領期を経た現今の日本人が、真の意味での「独立」を目指していないことに対する

批判であり、求められるのは国民の「愛国心」あるいは「主体的自覚」を主導・組織し得る存在であるという主張である。そして、そこから展開されるのが、「民族の新生運動」「維新的な国づくり運動」と彼が呼称するものであった。毛呂にとって、戦後に再起されるべき運動とは、日本国家の「土壌」と日本人の「個性」から発せられるものであり、「右翼」か「左翼」か、「保守」か「革新」か、「資本主義」か「社会主義」か等といった、旧来的対立を克服した先に成されるものとも見做された。それにより目指されたのが、彼にとっての真の意味における「独立」であったと言えよう。また、別の論説においては米ソ冷戦という情勢を念頭に置く形で、「反共」か「反米」かという、東西いずれかの陣営に与するよりも、日本の「真価真情」を前面化することが必要であり、「新しい国民運動」とは民族と人類双方の「危機」の時代においてこそ誕生すべきものということも、毛呂は主張している（以上、「新しい国民運動への野望」、『新勢力』創刊号、1955年を参照）。

戦後における新たな運動について、あるいはその前提として、当時の情勢に対して毛呂が如何なる見解を有していたのかを、以上のように見た。ところで、当時の毛呂は何を目的としていたのかについても、報告では触れた。毛呂が、「昭和維新」運動の戦後における再起・継続を目的としたことは推察できる。その上で彼が批判したのが、旧態依然的なあり方に対してであり、自分たちより世代の離れた青年らに対してどのように引き継いでゆけるかを意識していたということも窺える。

しかし、『共通の広場』や『新勢力』等の雑誌に携わった戦後の毛呂について、別の角度から見た場合、彼が目的としていたのは、立場の異なる者同士が集まり、議論を重ねる場を提供することではなかったのか、という可能性も浮上する。追放直後の彼の論説から窺えるのは、立場を異にする者であっても相互に理解するための場としての「共通の広場」について、それを実現するための課題となるのは、米ソの対立という形での「現代世界の宿命的対立」に起因した「共通の広場」の不在である。それとともに、一方が他方ヘレットルを貼ることも、会話・議論の不成立の要因として考えていたことが、毛呂の言説からは読み取れる（以上、「アジアの共通の広場」『共通の広場』1巻4号を参照）。つまりそれは、イデオロギーの対立によって起こる議論の不成立というリスクを意味するが、毛呂において「保守」「革新」というのは基本的には対立するものではなく、彼の言う「国づくり」においては矛盾するものでもなかったが、そのことを踏まえると、言論の場を妨げる要因としてのイデオロギー対立を、毛呂は克服しようとしたのではないかという可能性も浮上すると、報告では投げかけた。

以上のように報告では、戦後の毛呂の言説を窺う上で『共通の広場』と『新勢力』とを主に取り上げた。そこからは、戦後の毛呂が同時代の「アジア」について、そして「日本」について如何なる視点を持っていたのかを窺うことができる。

本報告の最後は、今後の課題を投げかける形となった。一つは冒頭にも述べたように、かつての同志と師というグループ・ネットワーク内部で、毛呂が如何なる立場にあったのか、という点である。この点は、毛呂を取り上げるに際しての意義の一つに関してであるが、その他に挙げたものとして、神兵隊事件以降の毛呂が交流を有していた、西光万吉（1895～1970年）との関係についてである。西光と毛呂との交流については、鈴木邦男によって触れられているが（鈴木『右翼は言論の敵か』ちくま新書、2009年を参照されたい）、イデオ

ロギーの相違に拘泥することなく接した西光の、毛呂への影響も、先に挙げた毛呂の目的を考慮すると可能性として浮上するように思われる。

### 知識人たちの内灘闘争と内灘試射場返還

宮下祥子（立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員）

1952～53年にかけて展開された内灘闘争は、日本初の本格的な反米軍基地闘争として広く知られる。米軍による内灘砂丘への砲弾試射場の新規設置を拒絶したこの地域ぐるみ闘争は、後の革新諸運動のなかで繰り返し「原点」として語り継がれてきた。しかし本格的な歴史研究はきわめて少ない。

闘争激化の過程で内灘村を訪れた外部の革新派は、日米安全保障条約を破棄して「民族独立」を達成すべきとする当時の反米ナショナリズムを共有していた。他方、内灘村民の多くはそうした世界観からではなく、生活権の死守という差し迫った動機から接收「絶対反対」の姿勢をとった。両者が根本的に異質であったことは明らかだが、従来の通史や自治体史の多くはおおむね冷戦下の革新派の認識枠組みのなかで内灘闘争を叙述しており、両者の「絶対反対」の質の差異はわかりにくいものになっている。

本報告は、日本社会に根強く残存する「封建性」を変革しなければならないと知識人に広範に認識されていた戦後まもない当時、内灘という貧農漁村で生起した不服従の闘争とその後の試射場返還に、知識人がいかに関与しいかなる議論を展開したかを明らかにしたものである。なかでも社会学者・清水幾太郎は、外部の革新派と内灘村民との異質性に正面から向き合った代表的知識人であった。清水をはじめとする知識人の議論を切り口として闘争の内実に光をあて、従来の革新派の歴史観の妥当性を検証した結果、以下のことが明らかになった。

内灘を訪れた左派によるルポルタージュの多くは、性化された表象を多用して基地周辺にやってくるであろう売春女性を激しく差別しつつ、内灘村民の抵抗のありようを彼らの世界観に包摂した。村民の基地反対の姿勢には明らかにジェンダー差があり、徹底的な「絶対反対」を最後まで貫徹したのはおしなべて女性たちであったため、左派は彼女たちの姿を時に神聖化して描き出した。出稼ぎから戻って闘争に直面した青壮年男性村民に関する記述は当時の文献にほとんど見出すことができないが、こうした闘争叙述の枠組みは、基本的に相対化されることなく現在に至っている。

そのなかにあって清水幾太郎は、強烈な売春女性蔑視を共有しつつも、他の多くの左派のように内灘村民を自らの世界観のなかに包摂してしまうのではなく、また距離を自覚するがゆえに「未熟」な村民を「指導」しようとするのではなく、「地元のエゴイズムに奉仕するところに、また、全国各地のエゴイズムを積上げるところに」基地問題解決の手がかりを見出した（清水幾太郎「内灘」、『世界』93号、1953年9月）。しかしこうした清水の村民に対する共感と支援は、内灘村長・中山又次郎の全面的な拒絶に直面する。内灘村の反基地闘争を「エゴイズム」と非難する世論を形成したのは体制側やマスメディアであり、清水はそれを逆手にとって内灘村に寄り添ったつもりであったが、条件闘争を有利に展開しようと考え

る中山に反駁され（中山又次郎「清水氏の『内灘』をよんで」、『世界』95号、1953年11月）、条件派の台頭と村の分裂を経て、反基地闘争は敗北に至る。

全く噛み合わない論争の末、清水が下した村長評価は一面的なものであった。清水からすれば「反動的」な中山の論理を、彼は階級的利害に還元することで処理しようとした。かつて軍事基地反対をともに唱えた知識人たちのなかでただ一人内灘問題に深入りしていった清水は、その後さらに孤立感を深めていく。それでも清水は、闘争のなかでマルクス主義の世界観に目覚めていった村民・出島権二と彼の村内民主化要求を支持する村内勢力に期待をかけるが、その出島も当初は、共産党に対して強い恐怖心を抱いていた。基地反対派の急先鋒となった出島と真っ向対立して反共・反革命を掲げた条件派「愛村同志会」のメンバーによって、共産主義に対する恐怖は絶大なものであり、「愛村同志会」の結成それ自体が外部の共産党を含めた革新派に対するレスポンスという側面を有している。しかし革新派は彼らを単に「小ブル」「売国ボス派」とみなし、「ファシスト」というレッテルを貼るに終始した。闘争脱落者を階級的利害に目的合理的な「売国勢力」とみなして敵視するそうした下部構造決定論を、プラグマティストである清水さえも共有していた。

日米安保体制を根本的に否定する何らかの思想をもたない限り、「全土基地方式」のもとで軍事基地化をあくまでも拒絶する方針を一弱小自治体の首長が保ち続けることは、「前例」も存在しないなか、きわめて困難であったと考えられる。そのなかで「村百年の大計」を考えるならば、漁業不振と農業の困難性に喘ぐ貧村に残された選択肢は条件闘争しかないとして中山が考えたことには、一定の合理性があった。基地反対派のリーダーとなった出島権二さえ、闘争敗北後には、かつての闘い方は誤りで次回には条件闘争しかないと言っている。

こうして内灘は「基地の村」となったものの、永久接収の確定によって米兵が600人規模に増員されるという闘争当時の噂は現実化せず（米兵は20人弱の技術者のみであった）、また彼らは週末は米沢へ遊行に繰り出したため、もっとも危惧された「風紀問題」すなわち米兵による性暴力や売春はほとんど問題にならなかった。その後、砲弾試射場を不要とするに至った米軍は1957年1月に試射場廃止を通告し、内灘から引き上げていく。この間内灘村当局と政府は自衛隊への引き継ぎを協議するも実現せず、3月には内灘砂丘・海面は正式に内灘村に返還された。この顛末をめぐってジャーナリズムは3年ぶりにこぞって内灘を取り上げたが、そこで“闘争を煽った無責任な進歩的知識人”として槍玉に挙げられたのは、清水幾太郎であった。思想的に行き詰まったこの頃の清水は内灘村の実態を直視する余裕もたなかったが、それはよりマクロには、冷戦構造の定着と55年体制の安定のなかで、かつての全面講和・軍事基地反対等の理念が実現可能性を失っていくのと軌を一にしている。

饒舌でヒロイックな清水は、マスメディアがスケープゴートにするには格好の知識人であった。しかし基地問題への取り組みの早さ、問題化の鮮やかさにおいて随一の存在であったことは疑い得ない。その清水の熱を帯びた悲壮さは、闘争を支援した若者たちに切迫感と深い挫折感をもたらした。冷戦初期、保革対立を革新の側もまた構築し先鋭化していった事例を、私たちは内灘に見ることができる。軍事基地が構造的に抱え込んできた性暴力という人権侵害の無視や売春女性蔑視をも含めて、戦後の左翼運動が欠落させてきたものは何かという問題が1953年の時点ですでに集約的にあらわれていたという側面においても、内灘闘争は、まさに「原点」であった。

## 反戦・反軍運動と女性解放運動が交わる時 —1970年代初頭の沖縄におけるウィメンズハウス—

大野光明（滋賀県立大学）

### 1. 本報告の背景と目的

1965年の米軍による北ベトナム爆撃により本格化したベトナム戦争は、米国内外の反戦運動の盛り上がりをもたらした。その一翼を担ったのは60年代後半から70年代初頭の米兵による抵抗運動とそれを支援する反戦運動であった〔Cortright 2005、大野 2019〕。目を転じて、同時期には、女性解放運動が世界的に興隆し、公的な男女の権利平等を要求するだけでなく、家庭や労働現場における女性への抑圧やジェンダー規範が批判された。この運動は人やモノ、メディアを介して日本列島へも波及し、各地の女性たちの共鳴を呼んだ〔秋山 1993、栗原 2018〕。

本報告は、女性解放運動・思想が米国のベトナム反戦運動を介して日本および沖縄へと展開していた点に注目する。具体的には、1970年から日本を含むアジアで反戦兵士を支援する活動を行っていた、米国の反戦運動グループ「パシフィック・カウンセリング・サーヴィス」(Pacific Counseling Service。以下 PCS) を事例に、女性解放運動とベトナム反戦運動とがどのようにつながり、いかなる実践を生み出したのかを明らかにする。分析の対象は、PCSが1972年、沖縄のコザに開設したウィメンズハウス (Women's House。以下 WH) である。WHは沖縄駐留部隊に所属する女性、男性兵士の妻子、日本のウーマンリブ活動家、沖縄の女性などが共同で運営していたスペースである。

### 2. ウィメンズハウスの設立

PCSは1969年初頭、カリフォルニア州モンレーで設立され、反戦・厭戦感情をもつ兵士に対して良心的兵役拒否の資格取得のための支援などを開始した。そのニーズは大きく、PCSは同州オークランド、サンフランシスコ、サンディエゴなどへ拠点を広げ、さらに、在日・在沖米軍兵士による抵抗運動が「ベトナムに平和を！市民連合」(ベ平連)などの支援を受けて成長していることを確認し、70年4月にアジア初の事務所を東京のベ平連事務所内に設置した。その後、PCSは沖縄、香港、フィリピン、岩国、横須賀、三沢、横田へも活動を広げ、米国の新左翼系の若い活動家や弁護士を派遣するようになった〔PCS 1971: 4〕。PCSは兵士の合法的除隊の支援にとどまらず、軍隊内抵抗の支援や現地住民の運動との連携にも取り組んだ〔大野 2019〕。

沖縄にPCSの事務所兼活動家の住居が設置されたのは1970年12月である〔大野 2022〕。71年の夏頃からは、PCS女性活動家と米兵の女性家族、軍雇用の米国籍女性などとのつながりが生まれ、ゆるやかなグループが形成されていった。女性たちはベトナム反戦を主張するだけでなく、軍隊内外での女性の抑圧を問題化するようになった。72年10月には、沖縄でPCSの活動を終え帰国する弁護士夫婦の借りていた家を、ある女性が借り受けた。このアメリカ人女性は米兵の夫の沖縄赴任に同行したものの、PCS活動家との出会いから反戦や女

性解放に関心をもつ中で夫と離別し、子どもとともに新たに住む場所を探していた。彼女はこうして借り受けた家を WH として他の女性たちと共同で運営することにした。WH は木造瓦屋根の平屋、「風呂とキッチン、ベッドルームがふたつ、リビングルーム、庭にトイレのある家」である（ジュディス・マーキンソンへのインタビュー、2022 年 9 月 20 日）。WH はその後 1974 年 12 月頃まで維持された。

なぜ WH は設立されたのか。一つは米国内での女性解放運動の高まりがある。「女性たちが女性たちに働きかけ、セクシズムを批判する」ことは多くの運動の前提となりつつあった。WH の参加者には、沖縄渡航前に米国内で女性解放運動を経験した者もいた。女性たちはコンシャスネス・レイジングの活動や反戦のためのワークショップ、ゲリラシアター、歌や演劇など多様な活動経験があった（マーキンソンへのインタビュー、2018 年 3 月 1 日・2022 年 9 月 20 日）。

二つ目の理由として、女性活動家たちが安全で自由になれる場所が必要だと考えるようになったことである。男性の兵士や活動家のなかには女性に対して抑圧的で、また、性的なまなざしを向ける者もあり、「女性自身が自らのことについて自分で決められることが必要で、それで自由な空間をつくるのが大切だ」と考えたという（バーバラ・バイへのインタビュー、2019 年 11 月 17 日）。

こうして、WH は「[女性たちが] 抱える問題について考えるための視点を得て、女性たちが集まって話し合える」場として開設された [PCS 1973]。特に男性兵士の女性家族にとっては、「主婦」としての自らの日常が軍人や軍隊に貢献するものとしてあり、それは結果として、ベトナム戦争や沖縄での軍事的「占領」という「帝国主義の継続」につながっていることが問題化された [PCS 1973]。

また、WH には沖縄と日本の女性たちも参加していた。たとえば、日本のリブ活動家であった山田すが子が一時期交流をもっていた。WH には山田を含め、子をもつ複数の女性があり、WH は共同保育の場にもなり、地元の子どもや親との交流も続けられた。

以上のように、米国内の反戦運動や女性解放運動の経験者、米兵の女性家族、日本のリブの活動家など、沖縄に住む多様な女性たちが WH をつくり、運営し、反戦・反軍と反性差別とをつなげて問題化するようになったのである。

### 3. ウィメンズハウスの活動

WH の活動内容を詳しくみていこう。第一に、コンシャスネス・レイジング (CR) の実践である。WH では月曜日の夜、火曜日の午後、木曜日の夕方にミーティングを開催し、食べ物を持ち寄って集まることもあった。ここで実践された CR は、いわゆる「第二波フェミニズム」で広く実践されたものだ。WH でのミーティング参加者は、「DV の経験、性的虐待の経験、あるいは中絶」などそれぞれの人生と生活の具体的経験を話し、聞き、「個人的な経験だと思っていたことが、じつはほかの女性たちも似たような経験をしている」と考えるようになった。そして、「私たちは声をもっている。にもかかわらず、もっていないことになっている」ことに疑問を持つことが促された (A さんへのインタビュー、2023 年 6 月 21 日)。また、「私は何者なのか。なぜ軍隊の中にいるのか。どのように、そして、なぜ戦争や軍隊に反対するのかといったことを認識し、理解する」ためにも CR は活用された (B さんへのイ



ンタビュー、2017年5月8日)。

第二に、WHでは女性たち相互のケアが実践された。たとえば、沖縄のセックスワーカーをふくむすべての女性に対し、女性の健康、家族計画、妊娠、性病治療などの分野でのケアを拡大するため、黒人看護師と医師とともに無料診療所を開く計画が検討された。この計画は医療的ケアが女性のニーズにきちんと応えられていないという共通認識によるものだった [Danaan, Lois, and Ellen 1972]。また、女性たちは男性兵士である夫から性的虐待を受けている娘と妻を匿う活動も行っていた。

第三に、沖縄の人びとに対するはたらきかけがある。沖縄での米兵向けセックス産業の実情をふまえて、米軍の戦争遂行と駐留がいかに現地女性への性暴力を生み出すのかが問題化された。そのため、WHの参加者は米兵向けのバーで働く女性たちと出会い、語り、はたらきかけを行なった。だが、その試みはなかなかうまくいかなかったため、男性兵士にこの問題を提起し、沖縄女性に対する態度や意識を変えるよう求めていったという(マーキンソン、前掲インタビュー)。

そして、第四に、PCSの機関誌Omega PressやWHのリーフレットSisterhood is Bloomingの発行と配布である。これらの紙面には前述したそれぞれの活動の呼びかけ、結果の報告などが書かれ、発信された。特にSisterhood is Blooming(1972年)には家庭内での抑圧、結婚後の悩みなど女性たちの経験が綴られている。また、「セクシスト」の言葉の引用集(たとえばタルコット・パーソンズのものとしてされる「女性の基本的な地位は夫の妻であり、夫の子供の母親である」という言葉)や前述の山田による手記「男性の性的対象となるゲームに夢中になって、女性としての怒りを失ってはならないのです」なども並んでいる。これらの発行物は兵士の給料日や週末に、コザや金武、辺野古などの米兵向け歓楽街で配布された。WHとPCSに参加した女性の多くは、機関誌やビラを配布しているPCS参加者と路上で出会い、新たに活動に加わっていた。

#### 4. 女性解放運動と反戦運動の沖縄における交差

以上のように、1970年代初頭の沖縄では、ベトナム反戦運動というルートの中から米本国の女性解放運動が展開していた。WHは女性解放運動の思想と方法を実践し、女性の抑圧を家庭や社会一般における現象としてだけでなく、軍隊や戦争と結びついたものとしても問題化した。軍隊によって生み出されるセクシズムは、沖縄の人びとへのレイシズムともからまりあい、帝国主義的な軍隊の展開、すなわちベトナム戦争と沖縄駐留を支えるものとなっていることが批判された。よって、沖縄において女性解放を訴えることは、反戦、反軍、反セクシズム、反レイシズムをつなげて実践することであったのだ。

#### 【参照文献】

- 秋山洋子、1993、『リブ私史ノート——女たちの時代から』インパクト出版会  
大野光明、2019、「太平洋を越えるベトナム反戦運動の軍隊「解体」の経験史——パシフィック・カウンセリング・サービスによる沖縄での運動を事例に」、『立命館平和研究』20号  
大野光明、2022、「アメリカ人留学生のベトナム反戦運動」、大野光明ほか編『社会運動史研

#### 究 4 越境と連帯』新曜社

栗原涼子、2018、『アメリカのフェミニズム運動史』彩流社

高嶺朝一、1984、『知られざる沖縄の米兵』高文研

Cortright, David, 2005, *Soldiers in Revolt*, Chicago: Haymarket Books.

PCS, 1971 [推定], Pacific Counseling Service, Carton 1, Folder 1, PCSMLO.

PCS, 1972, "Report on the Pacific Counseling Service," Carton 1, Folder 1, PCSMLO.

PCS, 1973, "Funding Proposal for the OKINAWA WOMEN'S HOUSE: a project of the Pacific Counseling Service," 6 March 1973, Carton 5, Folder 23, PCSMLO.

Danaan, Lois, and Ellen, 1972, "Sharon Danaan, Lois, and Ellen to the National Lawyer's Guild and the Pacific Counseling Service," 16 October 1972, Carton 5, Folder 22, PCSMLO.

### 1960年の日玖通商協定の締結と池田政権の対キューバ「独自路線」

ロメロ・イサミ（帯広畜産大学）

1961年1月3日、ドワイト・アイゼンハワー米大統領（1953～61年在職、以下同）は、キューバとの国交断絶を発表した。それから3週間後、後任のジョン・F・ケネディ（1961～63年）は、対キューバ「封じ込め」政策を打ち出し、「自由主義陣営」諸国に対してキューバとの外交・通商関係を断絶するよう要求した。これに対して、池田勇人政権（1960～64年）は、キューバに戦略物資が届かないよう綿密に監視し、日本の海運会社にハバナ港への入港を避けるよう説得した。さらに、当時、キューバの経済使節団の訪日を拒否し、キューバに関する情報を米国に提供した。ただし、池田政権はキューバとの国交断絶を拒否し、革命政権との貿易を継続し、ケネディ政権の対玖経済制裁に背を向けた。以後、このような外交方針が日本政府の対キューバ外交の基礎となり、現在に至っている。

池田政権は、なぜキューバに対する「独自路線」を展開したのか。先行研究では、日本の「キューバ糖依存説」が強調されてきた。当時、キューバは日本の砂糖輸入先国の1つであった。また、1960年に岸信介政権（1957～60年）が締結した日玖通商協定によって日本は、キューバが価格競争力を維持する限り、年間45万トンの砂糖輸入をコミットメントしていたのだ。したがって、1961年に米国が対キューバ「封じ込め」政策への協力を求めたとき、池田政権は協力できなかった。国交を断絶すれば、国内の砂糖が減少する可能性があった。

以上のように、日玖通商協定の存在は日本側の対キューバ独自路線を説明する重要な要因である。しかし、田中高が2012年に『ラテンアメリカ・レポート』誌で掲載した論文「日本キューバ貿易小史——通商協定締結の軌跡」を除いて、日玖通商協定を一次史料で検証した研究は存在しない。そこで本報告では、日・米・キューバの外交史料を軸に、池田政権の対キューバ「独自路線」に影響を及ぼした日玖通商協定の締結過程について論じた。

まず、本報告では、1960年代以前の日玖関係史について触れた。日本がキューバと国交

を樹立したのは 1929 年であり、同年に日本側は日玟暫定取極を締結した。これによって、キューバ側は日本の輸出製品に MFN を与え、日本の繊維製品がキューバ市場に進出した。日本の対キューバ貿易は黒字状態になり、これを懸念したキューバ政府は 1935 年に日玟暫定取極を破棄し、カルロス・メンディエタ大統領（1934～35 年）は日本品（繊維製品）に対して最高税率および附加税を適用する「大統領令 1098 号」を宣言した。その後、「対日差別待遇」はつづき、太平洋戦争の終結後も変わることはなかった。

そして、占領期には日本のキューバ糖依存問題が生じた。GHQ は飢餓対策として安いキューバ糖を輸入したため、占領が終わる 1952 年には日本の砂糖の約 5 割をキューバ糖が占めたが、「大統領令 1098 号」の制約があるため、対キューバ貿易赤字は増加した。したがって、吉田茂政権（1948～54 年）は通商協定の締結による「対日差別待遇」の撤廃を目標に設定した。

一方、キューバ側も通商協定の締結を望み、1952 年のクーデター以後、実権を握ったフルヘンシオ・バティスタが国交正常化の後に、通商協定の交渉を提案した。その結果、1954 年 5 月から 7 月まで、ワシントン DC で交渉が行われた。バティスタ独裁政権の目的は、吉田政権がキューバ糖の年間輸入についてコミットメントすることであった。日本側は、これに応じる姿勢はあったが、その代わり、「大統領令 1098 号」を破棄し、1930 年代後半から続いていた「対日差別待遇」の撤廃を求めた。しかし、国内の繊維産業と友好関係を維持していたバティスタは拒否した。結局、日本政府の指導者たちは、ハバナが「対日差別待遇」を撤廃しない限り、通商交渉は不可能だと判断し、交渉は決裂した。

1954 年 9 月、バティスタは日本側に通商交渉の再開を求めたが、吉田政権は難色を示し、1954 年 12 月に発足した鳩山一郎政権（1954～56 年）も同様の姿勢を維持した。それにもかかわらず、バティスタは、さまざまな方法で日本にアプローチした。ただし、バティスタは「対日差別待遇」を撤廃する姿勢を見せず、1955 年 9 月、日本の GATT 加入時に、第 35 条を援用した。これを受けて、鳩山政権は通商交渉の再開には応じないと指摘した。そこでバティスタは、1956 年 5 月に使節団を日本に派遣した。結局、これ以上の対立は望ましくないと考えた日本外務省は、「対日差別待遇」を撤廃する条件で交渉することを提案したが、キューバは「対日差別待遇」の撤廃には応じる姿勢を見せなかった。

そしてバティスタは 1957 年 2 月にサンティアゴ・クラレット特派大使を派遣し、石橋湛山政権（1956～57 年）と交渉することにした。ところが、石橋が脳梗塞を引き起こし、期待していた交渉はできず、キューバ側は戦略を変え、民間セクターに接近した。その結果、クラレットは伊藤忠兵衛と会談した。伊藤は発足したばかりの岸政権が繊維業界に自主規制を要求できると指摘したが、その代わりキューバは日本のすべての輸出品に MFN を与えるべきであると指摘した。この点は将来の通商交渉にも盛り込まれることになる。

さて、肝心な岸政権は、キューバとの通商交渉に関心を持っていたが、バティスタ政権が「対日差別待遇」を撤廃する動きを見せていなかったことを受けて、通商交渉を断念することを決めた。しかし、1957 年 9 月にバティスタが「第 14 号法」の改正に動く、状況は一変した。それまでの「第 14 号法」は、キューバと貿易赤字を維持していた国に対して（特定の製品を除いて）すべての製品に「最低関税率」を与えると定めていた。無論、日本も対象国だったが、バティスタは改正後、日本のように 2 国間貿易協定を結んでいない GATT 加

入国には、「最高関税率」を適用することにしたのである。

岸政権は、キューバに「最高関税率」の適用を中止するよう要求したが、これは、ハバナに拒否された。その代わり、キューバ共和国は繊維製品を除く輸出製品に原則として MFN を認める暫定協定の締結を提案したのだ。選択肢がなかったため、1958年2月20日岸政権は日玖暫定取極を締結した。有効期限は、同年6月30日までであり、通商協定が成立しなければ6カ月間延長できることになっていた。

その後、日本政府はハバナに対して新しい通商協定の締結を求めたが、バティスタは交渉に応じなかった。国内の繊維産業界が日本の製品への MFN の適用に反対していたからである。また、フィデル・カストロ率いる「7月26日運動」との軍事的対立も交渉再開を遅らせた。結局、1959年1月1日、独裁政権は崩壊した。

キューバ革命の勝利後、フィデル・カストロ首相（1959年2月～1976年2月）は「親日路線」を打ち出した。日本はキューバ糖の重要な輸出先であるだけでなく、何よりも革命政権が必要とする技術と外貨を持っていた。そこで、カストロは、アルゼンチン出身の盟友エルネスト・ゲバラ少佐を日本に派遣した。1959年7月中旬に来日したゲバラは、岸政権の閣僚および日本外務省、通産省、大蔵省（現・財務省）の役人と会談し、砂糖の定期購入を保証すれば、「対日差別待遇」を撤廃すると約束した。そして最終的に、ゲバラは日本が30万トンの砂糖の買付けを約束すれば、そのうち15万トンを円貨で受け取る用意があると指摘した。こうした言葉を聞いた岸政権は革命政権がバティスタより信頼できると判断し、日玖暫定取極の撤廃に向けて交渉を進めた。

ところが、駐キューバ日本大使によると、キューバ国務省（1959年12月にキューバ外務省に変更）の中でゲバラが提案した「30万トン案」を知っている官僚はいなかった。しかも、旧体制の官僚の更迭が進み、日本側が交渉してきたカウンターパートナーが少なくなっていた。さらに、大蔵省、通産省、食糧庁は「30万トン案」に反対していた。結局、時間ないと判断した日本外務省は、他の省庁を説得し、1959年11月に東京で行われた GATT 会議に参加したキューバの代表と非公式交渉を始めた。

キューバ側は最低40万トンのキューバ糖輸入のコミットメントを要請したが、日本は40万トンの購入は保証できないと述べ、GATT 第35条の援用の撤回が条件であり、繊維製品の自主規制を率先して推進することは可能であるが、これを貿易協定で規定することには反対した。結局、1960年2月にゲバラがキューバ外務省に公式交渉を進めるように指示した。これで1960年4月22日、日玖通商協定が調印され、1930年代から続いていた「対日差別待遇」は幕を閉じた。

以上が報告の要約である。今回の報告では、砂糖の重要性は認めつつも、日本外務省の対キューバ外交が、少なくとも1960年までは、戦前から続いていた「対日差別待遇」を撤廃し、日本企業がキューバに進出できる条件の改善を優先していたことを指摘した。その過程で、砂糖輸入についてコミットメントするのは避けられないと判断した。さらに、外務省はバティスタ独裁政権に比べてカストロ率いる革命政権の方が信頼できるパートナーと判断し、これも交渉の成功につながったのである。

最後に、報告後の質疑では、フロアから2つの質問があった。

1つは、1959年2月に日本政府が「甘味資源の自給力強化総合対策について」という方

針を出して、国内産の砂糖を含む糖類保護の方針を打ち出していたことは、その後の日本とキューバとの砂糖貿易の交渉に影響を与えていたのか、何か交渉のやりとりのなかで議論に上がっていたのかと指摘された。

もう一つは、日本外交総体が対米自主外交であったのか、それともキューバが特異な例外として位置づけられるのかと問われた。実際、1960年代の中東との外交関係や中華人民共和国との貿易に関する日本政府の対応を考えると、それに似たものではないかと指摘された。

## 1982年歴史教科書問題発生時の日韓の反応と共同研究の流れ

谷口綾美（南山大学大学院博士後期課程）

本報告では、1982年の歴史教科書問題について、日本と韓国の政界・学界・新聞報道がどのような反応を示したのか、日本と韓国の間で行われた歴史教育分野の共同研究にどのような影響があったのかを明らかにすることを目的とした。

1982年教科書問題は、教科書検定において、戦時期にアジア諸国を日本が統治しようとしていった動きについて、「侵略」を「進出」と書き換えさせたという報道がされたことで、近隣諸国との間で起こった摩擦である。教科書検定基準に、社会科教科書の記述をする際には近隣諸国に配慮するという「近隣諸国条項」が「教科用図書検定基準」に定められ、外交上の解決が図られた。この「近隣諸国条項」は、現在も維持されている。

6月に教科書検定結果が公表されて以降、国内外での批判の声が広がった。7月、松野幸泰国土庁長官は、韓国の抗議を「場合によっては内政干渉となる」と発言している。日本側閣僚からの同様の発言が繰り返され、韓国など近隣諸国は反発を強めた。

文部省は、最終的に判断を下すのは教科書会社であるため、記述に変更が生じるのは教科書会社の意思であり、書き換えの問題を日本政府に抗議されても検定を終了した文部省としては何もできないという主張であった。一方、外務省は、問題の早期解決をはかり、アジア・太平洋戦争の責任問題についても、国際的に侵略戦争であったと言えることを認識することが必要であるとしていた。

その後、8月末に文部省と外務省の意見を折衷したものを政府の統一見解とし、「「歴史教科書」に関する宮沢内閣官房長官談話」を公表した。日韓コミュニケ、日中共同声明の精神が確認されたこと、教科書は「アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分に耳を傾け、政府の責任において是正する」と述べられたこと、教科書検定基準を改めることが主な内容であった。11月には「近隣諸国条項」が教科書検定基準に追加された。社会科の教科書記述について「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。」というもので、官房長官談話と合わせて、外交上の解決と見なされた。

韓国政府は7月、重大な関心を持つことを表明し、閣僚の発言に対して釈明を求めた。中国が日本に対して正式抗議を行ったのと比べると、強い要求ではない。この時期、日韓経済協力の交渉の最中であり、関係悪化を避けようとしていた。しかし、8月に入ると、韓国の李範錫外務部長官が、誠意に欠ける日本政府の態度が韓国世論を一層刺激しており、友好関

係に悪影響を与える恐れがあるとして、正式抗議を行った。世論の反発の高まりから、強硬姿勢に転じた。

7月末から8月の初旬にかけて、韓国政府は、日本と韓国の両国の歴史学者による共同研究委員会を設置する案を提示していた。だが、強硬姿勢に方針を転換したこと、侵略の事実が明確であるため共同研究を行う必要はないとマスコミが主張したことによって実現されなかった。世論の收拾のため、国家安全企画部長の盧信永により、独立記念館の建設が提案された。韓国政府は、独立記念館準備委員会を発足し、独立記念館の建設を行った。

9月には、韓国政府は「即時是正」項目19個を含めた45個の修正・検討事項を日本政府に提出している。翌年と翌々年に、日本の外務省北東アジア課が、部分改訂検定の結果のうち変化したものを韓国外務省に通知した。これは日本政府主導で修正が行われたわけではなく、文部省が行った検定の際に執筆者の努力で行われた変更について、該当箇所を外務省が抽出しただけのものだが、韓国側は、変化があった点を「是正」、変わらなかった点を「保留」と捉えていた。

新聞報道分析については、関連する社説記事を分析対象とした。日本の新聞は、「読売新聞」と「朝日新聞」に共通して、アジア諸国に寄り添い、政府の対応に批判的な姿勢が見られた。三谷文栄が「外交政策と政治コミュニケーション——戦後日韓関係における歴史認識問題を事例に」（慶應義塾大学大学院法学研究科博士論文、2017年）で指摘している通り、日本は経済大国に成長したことで、驕った意識を持つようになり、今回の問題を引き起こしたという、「経済大国としての驕り」という視点も共通している。

教科書検定の問題点については、「読売新聞」は不透明性、「朝日新聞」は不透明性と恣意性が問題であると指摘していた。また、自由民主党と日本教職員組合の対立について、「読売新聞」は行きすぎるのは良くないという評価をしていたのに対し、「朝日新聞」は自民党を批判する姿勢を見せていた。

韓国の新聞は、「朝鮮日報」と「東亜日報」に共通して、日本は経済大国なのに外交においては未熟であるという視点が見られた。これは日本の「驕り」の視点と対応している。官房長官談話は不十分であるという見解も共通していた。独立記念館を建て、自国の歴史認識を強固にしようという記述も共通して見られた。

「朝鮮日報」は、歴史教科書問題を、関東大震災発生時の朝鮮人虐殺事件と関連させて論じていた。「東亜日報」は、「近隣諸国条項」について、教科書問題の「完了ではなく、始まりを明確にするものだ」という表現をしていた。外交上の解決を見たと考えていた日本側の意見とは対照的である。

日本の学界では、韓国や中国など近隣諸国の動きに寄り添う形での動きが主流となった。日本における最大規模の歴史研究者の集まりであると言える「歴史学研究会」では、学会誌『歴史学研究』508号（青木書店、1982年）において、「侵略の歴史を改ざんする教科書検定に改めて抗議する」という声明が出されている。また、教科書執筆者たちは、「社会科教科書執筆者懇談会」を組織した。彼らは、今回の検定を不当であるとし、正誤訂正を行うことを文部省と教科書発行会社に要請したが、正誤訂正の実現とはならなかった。

韓国の学界では、日本の歴史教科書と歴史教育に関する分析を始めたばかりの時期であった。是正・保留通告について、研究者も、韓国関連部分の変更があった点については、韓国

側の主張を聞き入れる形で日本の教科書が「是正」されたと捉えていた。日本の文部省と外務省が別々の機関であり、歴史教科書問題は歴史と外交の観点において別次元の問題とされていることを認識するには長い時間がかかった。また、歴史教科書問題の発生を受け、日本の侵略と支配に関する研究が活性化した。民族史観を打ち立てることを「克日」、日本を克服することの一部と考えられる流れも出てきた。

1982年の歴史教科書問題の影響は、日本国内・韓国国内の学界においてそれぞれ波紋を広げるに留まらず、その後展開される、日本と韓国の歴史・教科書共同研究に繋がる研究者交流や共同研究の基盤が作られるきっかけともなった出来事となった。

「比較史・比較歴史教育研究会」は1982年12月に発足した研究会で、30年間で100回を超える例会と、全4回の「東アジア歴史教育シンポジウム」を開催し、日本、中国、韓国を中心とした研究者の交流の場となった。この研究会の成果をもとに、日本・中国・韓国3国の研究者・民間人が協力して編纂した共通教材『未来をひらく歴史』(高文研、2005年)、『新しい東アジアの近現代史』(日本評論社、2012年)が刊行されている。

「日韓の歴史教科書叙述に関する基礎的研究」は、1987年に発足した研究会で、加藤章を中心とした日本の上越教育大学グループの呼びかけで、ソウル大学の李元淳らと共に行われた。1982年の歴史教科書問題について、政治的決着によって一応の解決がなされたように見られるが、歴史教科書に対する具体的な研究は行われていなかったことに対する問題提起として始められた。「両国の歴史教育関係者にたいし『勸告』をまとめ、『共同教科書』作成における試案を提示する」という当初の目標は達成できなかったが、両国の教科書記述について、歴史的・比較的検討を進めた。

韓日文化交流基金主催の「歴史教科書叙述の諸問題」は1989年にソウルで開かれた研究会で、上記の上越教育大学のグループも合流している。日本の「朝鮮史研究会」の中心的メンバーである旗田勲も参加した。先述の二つの研究会にも参加している李敏鎬は、この研究会で、ドイツ・ポーランド間で行われた歴史的対話のような場が、日本と韓国においても持たれるとよいと発言した。

「日韓合同歴史教科書研究会」は、1990年に発足した研究会だ。日本側代表の藤沢法瑛は、1982年の教科書問題発生時、ドイツ・ポーランドにおける教科書の共同研究を参考に解決方法を探るべきであると主張し、1986年、『ドイツ人の歴史認識——教科書にみる戦争責任論』(亜紀書房)を出版した。韓国人研究者である李泰永がこれを読み、藤沢に声をかけ、組織された。全4回の研究会を日本と韓国で交互に開催し、参加者は歴史・教育研究者に留まらず、中学校や高校の教師など多岐にわたっている。

「日韓教育実践研究会」は、1993年に発足した研究会で、1987年の「日韓の歴史教科書叙述に関する基礎的研究」が、共同教科書の編纂を達成できずに終わったことへの問題意識から生まれた。日本の「日韓教育実践研究会」と、韓国の「慶南歴史教師の会」は、三橋広夫を編集代表として『日韓共同の歴史教育——21世紀をきりひらく授業実践交流の軌跡』(明石書店、2019年)をその成果として出版している。

1982年歴史教科書問題を契機に、民間の共同研究の動きは活性化した。1982年歴史教科書問題は、日本と韓国の民間研究者が本格的に、「共同研究」という形式で学術交流を深める、一つの節目となった出来事であると言えるだろう。

【付記】 本報告の内容については、資料分析と考察を進め、論文の形式にまとめたものを、拙稿「1982年教科書問題への日韓の反応——新聞報道と共同研究を中心に」（『南山大学大学院国際地域文化研究』19号、南山大学大学院国際地域文化研究科、2024年3月）として公刊予定である。そのため、本要旨と上記拙稿の記述には、一部、重複する箇所があることをお断りしておきたい。

## 江藤淳と1980年代初頭の憲法論争 —GHQ占領期の言論検閲をめぐる議論に着目して—

多谷洋平（立命館大学大学院博士後期課程）

本発表では、1980年代初頭における文芸評論家・江藤淳の日本国憲法第9条に対する主張を、特にGHQ占領期の言論検閲と関連する部分に焦点を絞って論じ、江藤の議論に対する知識人の反応について検討した。

江藤は、GHQの言論検閲政策が、占領終了後も影響を及ぼしており、戦後社会には9条をめぐる「タブー」が存在するため、自由な議論ができないと主張した。また江藤は、憲法が改正に至らない要因の一つは、国民の間で「タブー」が「内面化」し、憲法に対する「心理操作」がまだ働いているためであると唱えた（江藤淳「一九四六年憲法——その拘束」、『諸君！』12巻8号、1980年8月）。

しかし、こうした江藤の「タブー」論には、様々な立場の識者たちが反論を行った。例えば、憲法学者を始めとする法律学者たちは、憲法をめぐる議論が盛んに行われている現状を指摘し、「タブー」の存在を否定した。また、憲法が改正されないのは、長年の国政選挙を通じて示された「国民多数の支持」によって、現在の憲法が承認されている証左であるとして、この面でも「タブー」の存在を否定した（小林直樹「反憲法の思想 その幻想と誤想」上下、『毎日新聞』1980年9月2・3日夕刊）。

また、憲法をめぐる江藤と論戦を繰り広げた歴史学者・色川大吉は、憲法には、明治以降の平和と民主主義を求めた「日本人民」の「歴史」が受け継がれているとして、「押しつけ憲法論」を否定した。さらに憲法が改正されないのは、「タブー」のためではなく、「主権者としての日本国民」が憲法を「快適なもの」とし、その規定を「享受」しているからだと指摘した（色川大吉「改憲と護憲を越えて」、NHK編『憲法論争——その経緯と焦点』日本放送出版協会、1984年）。

一方、哲学者・田中美知太郎は、「何とはなしのタブー」が戦後社会には存在し、憲法について自由に発言できない状況があると指摘した（江藤淳ほか「日本存立の条件と目標 交戦権を放棄して平和が守れるか」、『Voice』37号、1981年1月）。こうした田中の主張の背景には、「戦中戦後の価値判断」の「どちらも信じない」という自身の体験に基づく姿勢があり、現代人には「時代とか社会とかいふ容器のなかに自分をおいて考へるくせ」があるとして、江藤の憲法をめぐる「タブー」論に一定の理解を示した（田中美知太郎『時代と私』文



藝春秋、1971年)。

江藤の「タブー」をめぐる主張は、占領期に首相を務めた吉田茂の政治的評価についても当てはめられた。江藤は、吉田を扱ったシンポジウムに参加し、吉田の政策が「イデオロギーや理念に抽象化」し、既定路線として批判が「タブー」視されることに警鐘を鳴らした(高坂正堯編『吉田茂——その背景と遺産』TBSブリタニカ、1982年)。

しかし、言論検閲の影響が戦後社会にも「自主検閲」の形で残り続け、憲法をめぐる「タブー」としていまだに国民を「拘束」しているという江藤の主張に対して、田中美知太郎のように一定の理解を示す例外的な存在はいたものの、多くの知識人は困惑するか、ほとんど冷笑ないし苦笑に近い反応を示すのみであった。

例えば政治学者・猪木正道は、日本記者クラブでの講演で、江藤が渡米までして言論検閲の研究を進めていることについて、以下のような感想を洩らしている。

[略]最近、江藤淳さんとかいろんな人が勇ましいことをいい出していますが、あの方たちは、敗戦後の日本がどういう状況であったかをご存じないんだと思うんです。ですから、まるで吉田さんや幣原さんが腰抜けであったかのような論調で、やれ検閲があったの……[ママ]、当たり前じゃないですか、占領軍が検閲しないという例がありますか。そんなこと、いまさらのようにびっくりして、ウッドロー・ウィルソン研究所まで研究に行ったというんですから、ご苦労さんな話だ、と思っているんですけどね。(笑)(猪木正道「早急に有効な“拒否力”の整備を」、『日本記者クラブ会報』127号、1980年9月10日)

恐らく、江藤よりも年配の知識人、具体的には占領期のある程度の社会的地位を有する成人として過ごした知識人の感覚からすれば、こうした猪木の感想は当然の反応だったのではないだろうか。つまり、占領地域に検閲が敷かれるのは「当たり前」のことであり、さらに言えば、そもそも戦前期から検閲制度は存在したのである。にもかかわらず、「そんなこと、いまさらのようにびっくりして」、渡米までして研究するとは「ご苦労さんな話だ」と、猪木が驚きを通り越して、苦笑するような気持ちになったことは確かである。

しかし、この点については、江藤がなぜ占領期の言論検閲を殊更に問題視したのか、その真意が伝わっていないと思われる。つまり江藤からすれば、占領期の言論検閲は、「検閲制度への言及」を禁じた上で行われた検閲であり、憲法が「検閲は、これをしてはならない」(第21条第2項)と規定しているにも関わらず実施された点で、戦前期と比べ「周到かつ隠微な検閲」であった(江藤前掲「一九四六年憲法」)。

以上のように、言論検閲の影響は「自主検閲」として戦後も存続し、「タブー」の「内面化」という形で国民を「拘束」しているのだという江藤の主張は、1980年代初頭の日本の言論空間において、知識人からは概ね理解を得られなかったのである。

しかし興味深いことは、例えば、憲法学者・小林直樹と江藤との新聞紙上での論争について、読者からの投書を見てみると、江藤説には反発もある一方で、一定の支持が存在した様子が垣間見えることである。江藤の主張について、ある読者は以下のような投書をしている。

すべては「真実」を知ることから始まる。(江藤論文は[ママ])戦後日本を支配した精神が驚くべき虚妄にその基礎を置いていたことを立証した(「江藤—小林論争が提起したものの」、『毎日新聞』1980年10月17日夕刊)

江藤による一連の論考が、果たして本当に「戦後日本を支配した精神」が「虚妄」に基づいていたことを「立証」したのかどうかは別として、それを「真実」と捉え、感化された読者がいたことは確かである。すなわち、こうした一般の人々による江藤を支持する声こそ、のちに「ネトウヨ」とも呼ばれるインターネット上の右派言説の遠い起源に当たるのではないだろうか。このような江藤の主張をめぐる専門家以外の人々による支持については、改めて考える必要があるだろう。

保守系月刊誌『諸君！』（1969～2009年刊行）は創刊の辞で、「世の中どこか間違っている」と宣言した（池島信平「創刊にあたって」、『諸君！』1巻1号、1969年7月）。

教育社会学者・井上義和は、戦後の保守系知識人は、一体何と闘ってきたのかと問い、「狭義のリベラル論壇にとどまらずマス・メディアや学界を含む広義の言論空間を支える戦後的な「革新幻想」こそ、その敵であったと指摘する。さらに井上は、彼らの闘いには二つの水準があり、「ひとつは理念や政策、社会集団や政治勢力のような具体的な対象として言論空間の内部に位置づけられる水準。もうひとつは論壇を支配する空気やそれを支持する世間の空気のような言論空間そのものの成立条件に関わる水準」であるとして、「『諸君！』が切り拓いた保守論壇の闘いは、もともと後者に狙いを定めてはじまり、二つの水準で同時に遂行されていた」と、戦後の保守言説史を整理している（井上義和『『諸君！』——革新幻想への解毒剤』、竹内洋ほか編著『日本の論壇雑誌——教養メディアの盛衰』創元社、2014年）。

占領期をめぐる江藤の「闘い」は、まさにこうした「論壇を支配する空気やそれを支持する世間の空気のような言論空間そのものの成立条件」に照準を定めて、展開されたといつてよい。ただし、こうした江藤の「闘い」は、自身の矯激な言動や「タブー」、「黙契と親和力の世界」といったあまりに観念的な議論も影響して、1980年代初頭の言論空間においては、明らかに「右からも左の勢力からも憫笑と無視を持って迎えられていた」のが実情だった（斎藤禎『江藤淳の言い分』書籍工房早山、2015年）。

この意味で、占領期を転換点と捉える「占領中心史観」の起源ともみなすべき江藤の「戦後」認識（梅森直之「占領中心史観」を超えて——不均等の発見を中心に」、杉田敦編『守る——境界線とセキュリティの政治学』風行社、2011年）は、1980年代初頭当時、歴史認識としての「正統性」を獲得するどころか、知識人の政治的・思想的立場を問わず、概ね否定的な評価を与えられる状態だったといえる。ただし、一般の人々による江藤を支持する声が、この時点ですでに存在していたことに関しては、平成期の右派言説を考える上でも、決して軽視するべきではないと思われる。

## ポスト冷戦移行期「日本」の自画像

### —「湾岸戦争に反対する文学者声明」をめぐる議論を中心に—

名合史子（東京外国語大学大学院博士前期課程）

1991年、湾岸戦争のさなか日本の一部の文学者が湾岸戦争に反対する声明を発表した。この声明は反戦の立場を表明しただけではなく、冷戦後の世界における日本の立場を再定義する意図も含まれていた。1989年から1991年は同時代的にローカル・グローバルな変化

が伴った時期であり、「日本」をめぐる複雑な問いが顕わになった瞬間であった。本報告では、この「湾岸戦争に反対する文学者声明」と声明をめぐる議論を切り口に、当時の「日本」のアイデンティティの揺らぎを検討した。「声明」とその議論の大部分は、日本国憲法と天皇制をめぐるネーションとしての「日本」の問題を引き受け、戦後の歴史化を迫った。一方で、アメリカや東アジアという「他者」への認識は限定的で、トランスナショナルな歴史観の中から暫定的な「日本」を見出す可能性と限界を露わにした。本報告ではこれらの議論が「1989-1991」の思想空間で共有された、過去を歴史化することと、過去を超越して未来を創ることの葛藤と切迫感、またその限界を表すものであったことを論じた。

## 1. 背景

1991年1月、中東の紛争が激化しイラクとアメリカ主導の国連連合軍との間で湾岸戦争が勃発した。日本政府は130億ドル以上の金銭援助を提供する形で連合軍への「参加」を選択した。金銭援助は連合軍全体の中での役割は大きくなかった一方、日本の現行憲法下での初めての戦争参加という重要な意味を持つ選択であった。この状況の中で1991年2月9日、柄谷行人、中上健次、田中康夫など一部の文学者によって「湾岸戦争に反対する文学者声明」が発表された。

声明1 私は日本国家が戦争に加担することに反対します。

声明2 戦後日本の憲法には、「戦争の放棄」という項目がある。それは、他国からの強制ではなく、日本人の自発的な選択として保持されてきた。それは、第二次世界大戦を「最終戦争」として戦った日本人の反省、とりわけアジア諸国に対する加害の反省に基づいている。のみならず、この項目には、二つの世界大戦を経た西洋人自身の祈念が書き込まれているとわれわれは信じる。世界史の大きな転換期を迎えた今、われわれは現行憲法の理念こそが最も普遍的、かつラディカルであると信じる。われわれは、直接的であれ間接的であれ、日本が戦争に加担することを望まない。われわれは、あらゆる国際的貢献をなすべきであると考え。われわれは、日本が湾岸戦争および今後ありうべき一切の戦争に加担することに反対する。

(湾岸戦争に反対する文学者声明、1991年2月9日)

## 2. 問いの設定

この「声明」についての先行研究は少なく、坪井秀人の論文「何もしいよりずっと...——湾岸戦争と現代詩」(坪井『声の祝祭——日本近代詩と戦争』名古屋大学出版会、1997年、pp.326-345)や高和政によるエッセイ「湾岸戦争後の「文学者」——〈新たな反戦〉の行方」(『現代思想』31巻7号、2003年6月、pp.142-155)などがある。これらの研究は当時の議論を文学的・政治的に分析しつつも、当事者の動機や議論を十分に総括していない。

キャロル・グラックは、1989年を転換期と簡単には位置付けられない移行期としての不安定さを指摘する(グラック「〈インタビュー〉1989年の希望と失望」、『思想』1146号、2019年10月、pp.6-21)。日本を含め、冷戦体制の中で「外から定義されてきた」アジアの国々にとって、冷戦の終結は、自分自身を再定義することを可能にしたという。また成田龍一は、日本が湾岸戦争で「戦後」に回避し続けてきた戦争参加を選び、そのことが「戦後」

の終結をもたらしたと説明しており、思想的な転換期としての位置付けを強調している（成田龍一・小森陽一「ガイドマップ 80 年代・90 年代」、成田ほか編『戦後日本スタディーズ 3』紀伊國屋書店、2008 年、pp.9-24）。したがって、本報告では「1989-1991」という文脈を参照しながら、日本のネーションの問題が「声明」を通してどのように扱われたかということに注目し、戦後思想との連続性・非連続性を捉えることを試みた。

### 3. 「日本」をめぐる揺らぎ

上記の文脈を意識しながら、「声明」をめぐる議論において「日本」がどのように議論されたのかを検討した。「声明」をめぐる議論の最大の論点は、日本国憲法の第 9 条「戦争放棄」の条項を、反戦の根拠として利用したことである。声明に反対した側はまず「戦争放棄」という条項はアメリカ主導の理念だということに注目し、「日本人の総意」というような見せ方をすることに対する抵抗を訴えた。また、憲法自体の論理構造について、国家主権が天皇の署名によって成立していることを指摘し、天皇制を支持するものだと批判した。

一方で声明に署名した柄谷行人や川村湊の議論からは、この「声明」があえて「日本」という枠組みや「戦争放棄」の概念を「信じてみる」試みとして位置付けられていたことがわかる。川村は「日本」という枠組みを基盤とすること、「日本国憲法」をもって主張することには無配慮な部分があると認めている（川村「湾岸戦争後の批評空間」、『群像』51 巻 6 号、1996 年 6 月、pp.296-315）。一方でそれでも声明に賛同した理由として、「信じてみてはどうだろうか」「信じるフリをしてみよう」ということを強く思ったと繰り返している（同上）。「日本」というアイデンティティが問い直される中、あえてこの「声明」が企画・発表されたことは、グラックが言うようなネーションの再定義への期待の表れとも捉えられる。

「声明」をめぐる双方の主張は、どちらも戦後思想が抱えてきた主題を基盤としながら、異なった向き合い方をしていることがわかる。酒井直樹はポストコロナルの視点から、「日本人」であるということを一時的にでも引き受けてみることで、応答可能性が開かれるということを主張している（酒井『希望と憲法——日本国憲法の発話主体と応答』以文社、2008 年）。川村の「信じるフリをしてみよう」という姿勢は、酒井の「日本人であることを一度引き受けてみる」という姿勢と重なる。「声明」をめぐる議論は、冷戦・昭和の終結にともない戦後思想をどのように継承し、またそれを超えていくのかという問題が剥き出しになる中で、「日本」をめぐる対話を新たに開く一つの契機であったと捉えられるのではないだろうか。

### 4. 「他者」の存在——アメリカと東アジア

次に「声明」における「他者」の存在——アメリカと東アジアがどのように扱われているのかについて検討した。「声明」はアメリカ的な平和理念への共感と賛同を強調している。日本国憲法の「戦争放棄」の項目について、「二つの世界大戦を経た西洋人自身の祈念が書き込まれている」と主張しており、西洋の価値観への強い共感が現れている。一方で「声明」は日本の固有性・特異性も主張しており、日本人々が「戦争放棄」の条項を保持する「自発的な選択」をしてきたことについて言及している。戦後初期の日米関係を想起させる形で、ただ同時にアメリカの覇権に抵抗しながら、西洋と並んで日本の立場を確立していくという意思が読み取れる。また柄谷行人はポスト冷戦の日本を再定義していく必要性を主張してお

り、「日本」のアイデンティティの一つの暫定解として「戦争放棄」の原理を提案している（柄谷「湾岸」戦時下の文学者、『文学界』45巻5号、1991年4月、pp.18-28）。つまり「声明」は「反戦」という意味合いよりも、新しい日本のあり方を、アメリカや諸外国に向かって打ち出してみようという意味合いが強かったと考えられる。柄谷の姿勢も、川村湊の「信じてみよう」という意識と重なるような「1989-1991」の期待感を纏っていたと捉えられる。

一方で「声明」とそれをめぐる議論は「日本」を形作る「他者」としての東アジアについての議論が欠如していた。柄谷は日本人にとって「東アジア」に目を向けることは、日本のアジア的な部分に目を向けることであり「居心地の悪さ」が伴うものだとしている（柄谷行人・岩井克人『終りなき世界——90年代の論理』太田出版、1990年、pp.214-215）。また、経済大国となった日本と東アジアの関係性が、帝国時代の日本と周辺国の関係性を想起させるものだとして抵抗を示している。「声明」には「アジア諸国に対する加害の反省」という文言があるにもかかわらず、議論の中でその存在が感じられないことは当時の文学者の歴史と向き合うことへのためらいが読み取れる。「声明」においてアメリカの存在は明らかに強調されている一方、東アジアが取り上げられていないという都合の良さがうかがえる。したがって、酒井直樹が主張したような「日本人であることを一度引き受けてみる」ことで「他者」を想起するということが、部分的にしか達成されていなかったと言える。

## 5. 結論・報告を振り返って

このように「湾岸戦争に反対する文学者声明」は戦後日本の問題を再提起し、それを歴史化し乗り越えようとする試みだったと言える。一方でアメリカや東アジアという「他者」への認識は限定的で、トランスナショナルな歴史観の中から暫定的な「日本」を見出す可能性と限界を露わにした。これらの議論は当時の知識人が共有した、過去を歴史化することと、過去を超越して未来を創ることとの葛藤と切迫感、またその限界を表すものだったということがわかる。

報告の際には、主に本研究をどのように大きな文脈の中に位置付けるかということについてご助言いただいた。思想空間を主題とするのであれば今回対象とした文学者以外も検討する必要がある、右派知識人や他の思想潮流・社会運動との関係も明らかにすべきであること。柄谷らの議論は80年代の思想空間の雰囲気を引き張っていることを念頭におきながら、戦後思想からの連続性という視点のみに縛られることなく、新自由主義批判の視点なども参照しながら彼ら自身の変化をどのように検討するかということ。「1989-1991」をどのような切り口として意味付け、80年代・90年代の歴史化に繋げていくかということ。これらの点を踏まえながら、今後はより広い視点から検討を続けていきたい。

〈全体会趣旨文〉

\*大会企画の趣旨文は前号にも掲載したが、当日、口頭で補足した箇所を太字にして以下改めて掲載する。

## 安定化させる力学とかき消されていく声—1973年以降の水俣から考える—

本年度は1973年に水俣病第1次訴訟の熊本地裁判決が出て50年の節目にあたる。そこで、同時代史学会では、「安定化させる力学とかき消されていく声—1973年以降の水俣から考える—」と題して大会企画を組んだ。

2002年に設立された同時代史学会では、すでに2008年に「消費からみる同時代史」と題して、高度経済成長期の消費生活と公害問題のあり方について論じた。また、本年度5月に開催された歴史学研究会の現代史部会では、「社会運動と環境・民主主義—新自由主義時代の民衆像を求めて—」と題する企画が組まれている。他方、1990年代から活動を続けている水俣フォーラムがこの秋「水俣・福岡展2023」を開催したほか、今月は2013年に発足した「公害資料館ネットワーク」のシンポジウムも予定されている。

これらをふまえ、本企画では熊本地裁判決後の「水俣」について、被害者やその家族のその後の「生」のリアルや地域社会の実像をていねいに拾いながら、「かき消されていく声」を考察したいと考えた。その含意は以下の通りである。

ある段階で社会的に喚起されたり再喚起されたりする問題は、そのつど「安定化」させる力学にさらされ、さまざまな現場の「声」がかき消されていく。今日の原因問題をはじめ、戦争や震災からの「復興」といった過程にも、同様の現象が見られるだろう。この「安定化」に関わる動きは多面的で複合的である。加害企業や行政による動きもあれば、メディアや一般的な世論の動きもある。地域社会内部でのさまざまな人間関係によってもそれはもたらされるだろう。大量消費社会や新自由主義によって痩せ細っていく公共圏の問題もある。アカデミズムや教育現場の関与も否定できない。

1950年代に「奇病」として顕在化した水俣病は、1959年に新日本窒素肥料株式会社（以下チッソ）の工場排水による有機水銀中毒であることが熊本大学医学部の研究班によって特定されたが、行政やチッソの妨害などから被害者の訴えは封印された。1960年代後半に全国的に反公害の機運が高まるなか、1973年の熊本地裁判決によりチッソの加害責任が確定するが、それ以後も、補償協定をめぐる直接交渉が行われたほか、1977年に環境庁（当時）の定めた「後天性水俣病の判断条件」をめぐる未認定患者の問題は現在も係争中である（本年9月27日 大阪地裁判決）。その間、「水俣病関西訴訟」で国や県の行政責任が問われるなか（2004年10月15日最高裁判決）、国家による「和解」や「救済」におけた取り組みがある一方で、水俣では市民同士の分断を修復する「もやい直し」の試みが1990年代以降取り組まれてきた。

そうしたなかで水俣のローカルな現状は、ともすると美化され神話化される。その傾向は、アカデミズムの良心的な研究活動にも内在しうるし、「水俣を教える」という場面においても、無視できない傾向としてあるだろう。過去の問題を現在の問題に直結させて考える「非歴史的思考」の陥穽もある。リアルな（そして歴史的な）「人間」の存在がともすれば軽視されるこれらの傾向に対して、私たちはまず、生身で等身大の「水俣」が1973年以降も存在する

という当たり前の事実を再確認したいと思う。そこには、被害者同士の軋轢や葛藤も当然含まれよう。そうしたローカルな視点を見失うことで、「安定化」させる力学に対して私たちは無防備となる。今回の大会では、被害者や地域社会の実像を美化することなく提示し、「かき消されていく声」や「安定化させる力学」の具体像を1973～1990年代を軸に検討したいと思う。

そこでまず井上ゆかり氏には、「一次訴訟判決後から現在までの水俣病被害当事者の『かき消されゆく声』」と題して、1973年以降の「かき消されていく声」の実状を、女島の漁民やチッソ労働者の視点、また現在の胎児性世代の訴訟や認定されない被害当事者の状況などを中心に紹介していただく。これまで多くの患者さんに接してこられ、「人間の営みを中心とした理論形成」を志してこられた井上氏に、さまざまな立場をふまえた生のリアルを見据え、「安定化」させる力学にさらされた現場の視点から問題提起していただく。(以下、口頭で補足：井上報告では、昨年3月に熊本地裁で敗訴し現在高等裁判所で係争中の「胎児性世代」の訴訟などが取り上げられる。「胎児性世代」と呼ばれる世代は、母親の胎内で水俣病に罹患した世代で「第2世代」とも呼ばれる。「胎児性水俣病患者」といえば、重篤なケースのみが取り上げられる場合もあるが、さまざまな症状のグラデーションのなかに多くの患者がいる。そして、その認定を争った裁判を含め、チッソや行政の側が、いかに実態と乖離し、歴史性をふまえない言い分を平然と展開してきたか。それは、かなり露骨でヒドいものであることが井上報告からは知られる。そして、そうした言い分の背景には、それを支える学者たちがいる。学問の「中立」とは何か。そうした点にも注目しながら聴いてもらいたい。)

また、原子栄一郎氏には、「水俣病を環境教育として取り上げることに、緒方正人さんを考材とすることによって何がもたらされるか？ 私の大学環境教育実践から」と題して、ご自身が経験された研究上の転回をふまえ、「チッソは私だ」という緒方正人さんの「魂」の視点から論じてもらう。緒方さんの視点は、加害企業や行政を免罪しかねない危険性があるものの、その視点を抜きにした社会批判もまた表面的なものになりかねない。水俣病というテーマを環境教育として取り上げるさい、その視点をいかに活かしたらよいか。ご提案いただければと思う。(以下、口頭で補足：原子報告では、研究者であり、かつ教育者でもある原子氏が、「ある1つの報告」をここでするわけだが、それと同時に、このテーマに向き合うなかで、ご自身がいかに変わってきたのか。そうした変化の軌跡を追体験しながら、原子氏が、実は別の意味で「ひとりの当事者」であるという視点から、いわば「ある1つの証言」をしていただくことになる。水俣病というテーマを、外在的な位置に立って、あるいは安全な高みから、研究者「然」として分析するのではなく、このテーマを問うもの自身がいかに問い返されるのか。そこで、人間のいわば「質」のようなものがいかに変えられていくのか。「報告」と「証言」とを往復させるなかで、そうした点に注目しながら聴いてもらいたい。)

これら2つの報告をふまえ、患者支援団体である水俣病センター相思社の元職員・遠藤邦夫氏には、本企画担当者である及川英二郎との「対談」を通して、主に「もやい直し」に至る経緯やその歴史的意義について、「集合的トラウマ」の両義的側面などに着目しながら論じていただく。活動家として、また支援者として関わってこられたご経験をふまえ、社会運動のあり方やその限界について論点を提示していただければと思う。(以下、口頭で補足：ここでは、水俣という地域に刻まれた分断や軋轢、負の経験をいかに治癒し反転していくかとい

う、いわば未来におけた展望が求められると同時に、過去を隠蔽し歪曲することの罪やその弊害・危険性についても、的確に批判する視点が求められる。私たちは、何のために個々の「声」を聴き、何のために地域の「実態」を確認し、何のためにその「歴史性」をふまえるのか。現在における安易な「思い込み」や一方的な「決めつけ」を容認しながら未来を展望することは、危険な行為でしかない。そうではなく、このテーマに向き合う私たちが、いかに変わるか・変わることができるのか。あるいは、現行の社会の体質や価値観・規範、システムを稼働させている暗黙の了解や行動様式を、そのまま無傷に温存して未来を展望するのではなく、それらをいかに解体し攪乱しながら未来を展望することができるのか。そのきっかけを、みなさんといっしょに考えられればと思う。)フロアからの積極的な参加を期待したい。

〈全体会報告要旨〉

### 一次訴訟判決後から 50 年 水俣病被害当事者の『かき消されゆく声』

井上ゆかり (熊本学園大学水俣学研究センター)

はじめに

昨年の 2023 年、第 1 号患者が公式に確認された年 (1956 年 5 月 1 日) から 67 年、国が水俣病を公害と認定した年 (1968 年) から 55 年、第一次訴訟判決 (1973 年 3 月) から 50 年を迎えた。こうした時間が経過するなかで、同年 9 月 27 日に水俣病不知火患者会近畿訴訟大阪地裁判決で原告 128 人全員を水俣病と認める司法判断が下された。今年の 3 月 22 日には同訴訟の熊本や東京での判決も控え、さらに第二世代 (胎児性世代) 訴訟や新潟の二次訴訟など現在 10 件もの訴訟が続いている。ここでは、水俣病事件史のなかで幾度も国家権力による被害をかき消す力に抗ってきた被害当事者の内実を紹介し、加害者の謝罪と補償の意味を報告する。

一次訴訟判決とは何か

政府による公害認定の前年である 1967 年、新潟では 3 世帯 13 人が第一陣として原因企業である昭和電工を相手取り、損害賠償を求める訴えを新潟地裁に起こした。その頃、水俣では被害を訴えることすらできない状況にあった。というのも、1959 年 12 月 30 日にチツソと被害当事者が結んだ見舞金契約の第 5 条において「将来水俣病が工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わない」という条文があったためである。当時のことを松本勉は、「見舞金契約に患者側も印鑑押しているでしょう。それを破れるか、提訴したら見舞金を打ち切るのではないか、など話もあってずいぶん考えた。」(松本勉ほか『水俣病患者とともに 日吉フミコ闘いの記録』草風館、2001 年、272 頁)と語っている。1968 年 1 月に水俣に患者支援の水俣病対策市民会議 (のちの水俣病市民会議) が発足し、松本はこの事務局長を務めた。新潟は 1965 年 6 月に新潟水俣病が発見され、2 カ月後には 17 団体による新潟県民主団体水俣病対策会議という患者支援体制ができていた



ため提訴まではやかった。しかし、水俣では見舞金契約第 5 条の壁が厚かったこと、「水俣病問題を口にするのはタブーの観」(同上、303 頁)があり、公害認定後の補償交渉では一任派、自主交渉派、訴訟派に分かれることになる。訴訟は、1969 年に 29 世帯 112 人が原因企業チッソに企業責任と損害賠償を求め熊本地裁に提訴した。国が公害認定してはじめて水俣のタブーと 5 条の壁を乗り越え提訴したのが熊本の一次訴訟である。

この一次訴訟判決は(1973 年)、加害責任、見舞金契約を公序良俗違反で無効、請求権の消滅時効は消滅していないと判断し画期的であったものの、一時金の賠償命令のみであったため、患者がチッソと直接交渉するに至った。直接交渉のすえ補償協定締結に結びつく。締結に尽力した馬場昇(当時衆議院議員)が「患者、家族の本当の心は金ではなく、命を返せ、身体を返せということだ。(略)チッソ株式会社は、責任をどんなにとってもとり過ぎることはない。」とチッソとの交渉にあたっての心構えを記している(水俣学アーカイブ、馬場昇旧蔵資料、資料 No.C496)。

こうして締結された補償協定書は、前文 8 項目、本文 5 項目、補償内容として 7 項目が定められた。前文では謝罪と今後の患者発見への確約がなされた。本文では、「本協定の履行を通じ、全患者の過去、現在及び将来にわたる被害を償い続け、将来の健康と生活を保障することにつき最善の努力を払う」とし、「本協定内容は、協定締結以降認定された患者についても希望する者には適用する」と明記された。患者たちは、チッソの社長と直接交渉の結果、この内容を受け容れさせ、自分たち以外の患者たち、いまだ発見されていない患者たち、これから発症するであろう患者たちの補償も確保しようとした。そうであるがゆえに、いまま公健法上の水俣病と認定されれば、この補償協定が適用され、謝罪と補償を受けることができる。

翌年(1974 年)には、認定申請患者協議会が結成され、いわゆる未認定患者総申請運動が始まり、係争課題は「加害責任追及」から「水俣病かどうか」に変わっていった。こうしたなかで幾度も被害当事者は声を上げ続け勝訴し、結果として国は 1996 年の水俣病総合対策医療事業から 2005 年、2009 年と 3 回「チッソとの紛争状態の終結」として「行政責任は今後追及しない」ことを条件に和解施策をとってきた。しかし、この和解は必ずしも被害当事者側が望んだ形ではなかった。だからこそ訴訟が継続している。

#### 不知火患者会近畿訴訟大阪地裁判決

いまま訴訟のなかで、「汚染の時期」「どのような症状があれば水俣病なのか」「感覚障害の変動の有無」が争われているのはご存じだろうか。

この訴訟は、2009 年に施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(以下、特措法)で出生年や指定地域外で対象にならなかった原告 128 人が、国、熊本県、チッソを相手に損害賠償請求を求め大阪地裁に提訴したものである。特措法は「(公健法の)判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者」として認め、260 万円の一時金(本人が希望すれば)と療養費を給付するもので 2012 年 7 月に終了している。原告は不知火海沿岸から関西地域に移り住んだ人々で、一番若い原告は 1972 年生まれとなっている。冒頭で述べた 2023 年の判決は、このうち 2 つのことを示した。

1 つめに、汚染の時期とひろがりの解釈を拡大した。特措法の対象者は 1968 年 12 月 31

日以前生まれまでであった。チッソがアセトアルデヒド製造を中止した年で汚染は終わったとされてきた。しかし、今回の判決で仕切り網が設置された1974年まで対象者を広げたことは、汚染の時期を広げたのと同義であった。さらに、特措法の地域指定で除外されていた天草市姫戸などの原告を認めたことで汚染のひろがり認められた。

2 つめに、何が水俣病であるかをあらためて示し、曝露歴があり、四肢末端優位に、又は全身に感覚障害がある場合は、四日市ぜんそくや原爆症、ヒ素中毒などより水俣病に罹患している可能性が高いと判断した。

3 つめに、感覚障害の変動があったとしても水俣病であることを否定する材料にはならぬとした。2017年の新潟水俣病東京高裁の「所見の大きな変動が見られることが大脳皮質性の感覚障害の特徴であるとする医学的知見もあり、現に、行政認定患者において所見の大きな変動が見られた例も多数ある」という判決を支持したといえる。国、熊本県、チッソはこの判決を不服として控訴した。

加害者とは誰であり何か

「加害者の個がみえない」-本報告をするにあたり質問された言葉である。かき消そうとする力は、重畳し連続と続いているため見えにくい。6つの力がある。

1 つには、国による和解施策と新たな補償問題が起きないようにする権力である。和解施策で様々な水俣病をつくり、「水俣病ではないのに一時金を貰っている」「被害者のふりをし」という地域内での差別を生み出し、申請そのものが抑制されている。この差別の根幹は、1956年にチッソ附属病院が水俣市保健所に「原因不明の奇病患者4名発生」を報告し、国が「公害 水俣病」と認めるまでに12年もかかったことで、加害と被害が曖昧なままであったことが大きい。新たな補償問題が起きないようにする最たる例は、和解施策の申請条件に、訴訟を起こさない、補償を求める自主交渉をしない、認定申請をしない、ことを確約させたことで1次訴訟後の同じ轍を踏まない国の確固たる意思を感じる。1990年にIPCS（国際化学物質安全性計画）が毛髪水銀値の安全基準は50ppmだが妊婦は10~20ppmに引き下げるべきだと提言した際には、環境省はこの提案に反対する委員会をつくる要望書を大蔵省に提出した。この要望書には「基準が低くなれば水俣湾のヘドロの基準の見直しが必要になる。さらに新しい補償問題がおきてしまう。だから反論するための委員会が必要だ」と記載があった。こうした水俣病の「対策」を行ってきた環境省の特殊疾病対策室は現在、福島も担当し、水俣と同じことが繰り返されようとしている。

2 つには、水俣市による「水俣病を過去のもの」とする力である。水俣の役場で認定申請の手続きに行った方が「あなたは水俣病ではない」と言われ、書類すらもらえず、筆者が所属する熊本学園大学水俣学研究センターの健康医療福祉相談に来られた方もいる。現在、水俣病の認定申請書類は、水俣市のホームページでダウンロードすらできない（環境省、熊本県はダウンロードできる）。

一方、水俣市議会の議会運営委員会は2019年に水俣病問題を審議する「公害環境対策特別委員会」の名称から「公害」を外す議案を可決し、一部の水俣市市議会議員は「いつまでも『公害』を掲げていては、街のイメージに関わる」と発言している。2021年にはハリウッド映画「MINAMATA-ミナマタ」を水俣市で実行委員会が上映するにあたり水俣市に後援

を依頼し拒否された。その理由として、「映画が史実に即しているか、制作者の意図が不明で、被害者への差別・偏見の解消に資するか判断できない。水俣病を過去のものとして忘れたいという市民もいることを踏まえ、後援が適切か分からない」と回答している。さらには、2023年に百間排水口の樋門撤去工事が突如発覚し、被害者団体の抗議行動が起こった。この時、水俣市長は「ここまで注目されるという認識はなかった。」と地元新聞の取材に答えている。熊本学園大学水俣学研究センターと朝日新聞社が2016年に行ったアンケート調査結果と水俣市長の認識は乖離している。「水俣病の経験を次世代に伝えるべき」という設問に「伝えるべき」が67.4%、「どちらかといえば伝えるべき」26.7%であったことから、市長の指す「市民」は、水俣市経済に影響力のある「チッソ」「チッソで働く市民」の意見を無視できないと考えたのであろう。

3つめには、熊本県である。第二世代（胎児性世代）訴訟の原告である佐藤英樹は訴訟と同時並行で行政不服審査請求（以下、行政不服）を行っていた。この行政不服の口頭審理において、熊本県は2015年11月30日棄却通知で「有機水銀に対する相当程度のばく露があったと認められました」と認めていたにもかかわらず、2017年の口頭審理前の弁明書で「胎児期においては水俣病を発症するほどのばく露があったとは認められない」が出生後の曝露状況を踏まえて、「出生後、メチル水銀に対する相当程度のばく露があったと認められる」と胎児期の曝露を否定した。2019年の口頭審理で新たに弁明書2を提示し「乳児期に水俣病を発症し得る程度のメチル水銀にばく露したと認めることはできず、幼少期にも同程度の水俣湾の魚介類を摂取していたとは考え難い。」と曝露を全面的に否定した。佐藤は、水俣病多発漁村の水俣市茂道で生まれ育ち、両親も祖母も認定患者で同じ魚を食べ続けている。水俣病多発漁村の被害当事者の曝露を全面的に否定し、熊本県が異例の弁明書2を提出したのははじめてのことである。「訴訟をするとこうなります」という県の公権力としての姿勢を目の当たりにした出来事であった。

4つめには、チッソの力。2004年の関西訴訟最高裁判決は、再び、国や県、チッソが水俣病の責任を追求する画期的な判決であった。この関西訴訟で勝訴原告であったFは、公健法上の水俣病と認めるよう申請していたが、最高裁判決後に熊本県は、Fを棄却する判断をした。「司法の水俣病」と「行政の水俣病」とは判断枠組みが違うとした。Fは、あらためて公健法上の水俣病と認めるよう提訴した。この裁判も最高裁まで争われ、関西訴訟から9年後となる2013年、Fは「公健法上も水俣病である」とする判決が下された。Fはこの判決を聞けないまま亡くなった。ところが、チッソはこのFに補償協定書の適用を拒否した。「関西訴訟で裁判所が認めた損害は〇〇万円なので、それ以上の損害は認められない」という主張であった。Fの子は、チッソに対し補償協定書の適用を求めて提訴した。しかし、2018年、最高裁はこれを認めなかった。そのため、協定書はFには適用されず、チッソからは一切、謝罪を受けないままとなっている。

チッソの水俣病に対する姿勢は次の言葉に表れている。特措法で患者補償部門と経営部門を分離する特措法の成立時、2010年1月チッソ社内報で後藤舜吉（当時会長）が「水俣病の桎梏から解放される」と発言した。2018年5月1日慰霊式後には、チッソ後藤舜吉（当時社長）が、訴訟の原告らを念頭に「いろいろ紛争がありますけれども、その広い範囲の救済にもかからなかった人たちですから」と発言した。チッソの自由を厳しく制限するのは水

俣病、つまり患者であり、訴訟をする原告への蔑視がよく分かる例であった。

5 つめには、研究者の力である。水俣病事件史のなかで高名な研究者が原因究明の時期、チツソを擁護する研究発表をしてきたのは有名な話であるが、ここでは近年起きたことを紹介しておきたい。2005年に当時水俣市助役で元国立水俣病総合研究センター所長であった滝澤行雄が「頭髮水銀値 200ppm 以下では水俣病は起こらない」と講演したことで被害当事者が公開質問状を市に提出した。この質問状を出したのは、2歳の時の毛髪水銀値が 226ppm あり申請から 10 年後に患者となった方で、妹は毛髪水銀値 33.5ppm で胎児性水俣病と認定された。一方で、親族のなかには毛髪水銀値 224.3ppm もありながら医療手帳の方もいる。これに対し滝澤は「わたくし個人の研究として知見を提供したのではありません。」「わたしは神経内科ではなく、水銀の中毒学・疫学的研究に従事してきました。水俣病の認定審査にかかわったことはなく（略）」と回答した。被害実態に向き合わない研究者の発言が被害を重畳化させる例である。

6 つめには、私たち民の力である。いまま差別事件があとをたたないのは、私たちが水俣病を正しく知らないだけでなく、無関心または同情心という 2 つの側面が、とくに地域内や家族内で水俣病を語りにくい状況、さらには「水俣病は終わった」という社会の認識を生み出しているからである。無関心の人が多ければ社会的課題にもなり得ずマイノリティである被害当事者らは被害を表出することすらままならない社会を形成する。また同情心はやっかいなもので、「被害当事者＝かわいそうな人＝同情していい人」という根拠のない幻想がある。だからこそ、被害当事者が正当な補償要求をした時、「同情してやったのに抗ってきた人」に変化し、被害当事者へのバッシングが強まる現象が起きる。このバッシングをある意味正当化するのはいまの 5 つの力であるといえよう。

熊本学園大学水俣学研究センターは 2016 年に朝日新聞社と共同で「水俣病公式確認 60 年アンケート調査」を行った。その質問項目で「解決していない理由」を複数回答してもらった。最も多かったのが「まだ救済されていない被害者がいる」「認定を求め人や裁判をしている人がいる」で 8 割を超え、次に「チツソ・国・県が十分責任を認めていない」であった。謝罪や補償よりも先に、「患者として認めて欲しい」ということが公式確認から半世紀すぎたいまも求められている。それは被害当事者が 6 つの力に抗い続けることでもある。加害者は国・県・チツソであることはこれまでの判決でも明らかだが、その権力がいまま重畳的に被害を産み出しているからこそ「加害者の個がみえ」ず、被害当事者は放置されたままなのである。

#### 一次訴訟から 50 年と謝罪の意味

最後に 2013 年に溝口訴訟最高裁判決で勝訴した方を紹介しておきたい。母親が 1974 年に公健法上の認定申請を行い、1977 年検診途中で死亡した。息子に熊本県から 1 通のハガキが届いたのは 21 年後で「公的資料がない」として棄却を知らせた。息子は 21 年間母の命日に県に電話すると「検討中です」の一点張りだった。その後、行政不服審査請求をして棄却、2001 年に熊本県に対し棄却処分取消訴訟、2005 年に認定義務付け訴訟を熊本地裁に提訴。この訴訟で水俣の病院に母親の感覚障害と「水俣病の疑い」と記された診断書が見つかる。実は県は死亡した 17 年後にその病院の調査を行っていたにもかかわらず「資料が

ない」として棄却していたのである。原告である溝口秋男さんが熊本地裁で敗訴したときに書いた墨書は、怒りを国家権力に叩きつけるような「壁」という文字だった。

1988年に加害企業の刑事責任が認められ、2004年に国と県の責任が確定したものの「司法と行政の判断は別」として1977年の水俣病の判断基準は見直されず、溝口訴訟最高裁判決で感覚障害だけでも水俣病と司法が判断したことで今度こそ認定制度が見直されると誰もが思っていたが、判断条件を「新通知」と名前を変え「総合的に判断する」という曖昧な表現を追加したのみで認定制度は何も変わっていない。2023年7月現在、公健法上の認定申請を行い、熊本県知事の処分を待つ370人のうち6人は死亡、15人は申請から10年以上が経過している。

補償協定書には、「潜在患者に対する責任を痛感し、これら患者の発見に努め、患者の救済に全力をあげることを約束する」とある。この約束はいまだ実現されず、不知火海沿岸の健康調査は1973年から調査の方法を研究することに費やされている。被害当事者らは、何らかの救済を受けようと思うと、自ら申請する行動を起こさなければならない。自分の体調不良が「水俣病が原因なのかもしれない」と気がつかなければ、あるいは救済手続きについて何も知らなければ、被害に気がついたとしても役場の窓口で相談しても「あなたは水俣病ではない」として公健法上の申請書類すらもらえなければ、被害は放置される。被害は見えにくく深淵化し、水俣病事件をかき消そうとする権力に被害当事者らが抗う50年だといえよう。救いなのは、抗い続ける被害当事者らを支える民や研究者もまた連綿と続いていることであろうか。さて、あなたはどうしますか。

#### 参考文献

- 1) 原田正純『水俣病』岩波新書、1972年。
- 2) 花田昌宣・原田正純『水俣学研究序説』藤原書店、2004年。
- 3) 井上ゆかり『生き続ける水俣病—漁村の社会学・医学的実証研究』藤原書店、2020年3月。
- 4) 同「権力に被害を叫ぶことから始まる水俣病 岩本美智代解題」花田昌宣・久保田好生編・高峰武 [ほか] 著『いま何が問われているか～水俣病の歴史と現在』くんぷる、2017年12月、pp.205-216。
- 5) 岩本廣喜著・井上ゆかり編『海録 女島に生きた漁民』水俣学研究資料叢書V、熊本学園大学水俣学研究センター、2016年3月。
- 6) 井上ゆかり「水俣病多発漁村に生まれ育った第二世代の苦悩」『部落解放』724号、解放出版社、2016年4月、pp.12-18。
- 7) 同「水俣病多発漁村における漁民・漁業被害の多重連環—熊本県芦北町女島での社会学ならびに医学的調査による実証研究」熊本学園大学大学院社会福祉学研究科博士論文、2016年3月。
- 8) 同「現場と理論の往還道—水俣学の試み」『現代思想』43(4)、特集 宇沢弘文 人間学のための経済学 3月臨時増刊号、青土社、2015年2月、pp.162-170。

# 水俣病を環境教育として取り上げることに 緒方正人さんを考材とすることによって何がもたらされるか？

## 私の大学環境教育実践から

原子 栄一郎（東京学芸大学環境教育研究センター）

### 1 はじめに

2000年代半ば、研究と信仰を巡って「自己分裂」に陥った私が、不知火海の漁師であり水俣病患者でもある緒方正人さんと出会ってどのように変化したか、また大学で行なう教育実践を踏まえて、緒方さんを考材とすることによって水俣病を扱う環境教育にどのような示唆が得られるかを報告する。

### 2 現代環境教育と大学での試み

現代環境教育の世界標準は、ESD すなわち「持続可能な開発のための教育」である。その根本課題は、「持続不可能な社会を支えている教育を考え直し、その向きを変えること」である。

この課題に対する私のアプローチは、一人ひとりが自分すなわち<この私>を棚上げにしないで、<この私>はどこから来たのか、<この私>は何者か、<この私>はどこへ行くのかを自己省察することである。大学の授業では、原田正純さんの「水俣病は鏡である」（『水俣病が映す世界』日本評論社、1989年、p.3）という言葉を中心に留めて、「一人の人間」として水俣病に深く関わった人を取り上げ、その人と<この私>が出会った時の心の消息を綴るワークを行なっている。この一連のワークの最後に取り上げるのが、緒方正人さんである。

### 3 私の自己省察

授業で話す私の自己省察のあらましである。

私は1958年に生まれた。私のライフヒストリーは水俣病史と重なる。大学に入学して、教育学部で「人間と教育」の学を学んだ。またYMCA 青少年野外活動のリーダーとなり、そこで「野外教育」と「環境教育」という言葉を知った。アフリカのサバンナで自然と一体となって暮らす未開民族をイメージして、子どもたちとキャンプを楽しんでいたが、そのアフリカで飢餓、貧困、環境破壊が起こっているという報道に接して、大変ショックを受けた。それを切っ掛けに、「構造的暴力」が組み込まれた社会システムの変革を目的とする社会批判的環境教育を自分の立場とするようになった。

1995年3月に学芸大学に着任し、職務として、国が政策として推進する、社会のさらなる発展に資する環境教育の効率的・効果的制度化に与するようになった。ところが、自分自身の環境教育の立場と職務のそれとの間の矛盾が次第に大きくなり、矛盾を感じながら職務を遂行し続けている自分に苛まれて、2000年代半ばに「自己分裂」に陥ってしまった。その根幹にあったのは、36歳の時にキリスト者となった私の信仰である。

このような事態の中で、2010年代に入って水俣を訪ねるようになり、緒方正人さんとお会った。

#### 4 緒方正人さん

『証言 水俣病』（栗原彬編、岩波書店、2000年）に収録されている緒方正人さんの「魂のゆくえ」を踏まえるならば、彼のライフヒストリーは次の3つの段階に分けることができる。

第1段階：1953年、熊本県芦北町女島に生まれる。6歳の時に、急性劇症型水俣病で父を亡くし、チッソに対する怨恨の情に突き動かされて、20歳の時に水俣病患者運動に参加する。水俣病事件の社会構造上の加害責任を追及し告発する苛烈な闘いを続ける。

第2段階：患者運動の変質に伴って、社会構造的責任の奥にある本質的な人間の責任を問う中で自分自身が問われるようになり、狂って狂って考え、「システム社会」を生きる自分は「もう一人のチッソである。」という自己認識に到達する。1985年に患者認定申請を取り下げて運動を降り、以来、一人になって自己表現として思索し行動する。

第3段階：「システム社会」から身を剥がすために向きを変えて、加害者—被害者という二項対立の構図を越えてすべての生命が「連なる命の世界」すなわち水俣、不知火に身も心も帰り、魂の救いを「本願」として水俣病事件と関わり直す。

組織的な患者運動を降りた後、緒方さんは一連の書を発表する。犯した罪を認めるようチッソ社長宛に送られた『水俣病』問いかけの書（1986）、チッソ工場正門前に座り込みをし、チッソ、被害民、世の人、子どもたちへ呼びかけた「問いかけの書」（1987）、水俣湾埋立土地利用策に抗議して熊本県知事と水俣市長に宛てた『水俣病』意志の書（1990）、魂の帰還を根本の願いとする『本願の会』発足にあたって（1995）、そして2007年度水俣病犠牲者慰霊式での「創生紀を迎えた『水俣の祈り』」。この祈りの言葉では、「いのちの迷子」となって「いのちの生国」、「生命共同体の存在基盤」、「生命連環の世界」、「生命母体」に背叛する人間の罪深さを衝き、「生命共同体の再構築に向かう主体的な自治を歩むこと」を呼びかけた。

これらの言葉は、思い煩うキリスト者である私を揺さぶり覚醒させ、それによって私は「罪人は私である。」と再び告白し、「新しい人」として「神の御前に」生き、「天路歷程」を歩むことを選び取り直すことになった。

#### 5 緒方正人さんから得られる示唆

水俣病を環境教育として取り上げることに、緒方正人さんを考材とすることによって何がもたらされるだろうか。

第一に、緒方さんの証言は、現代環境教育の根本課題に対する自己省察の応答とみなすことができる。彼の生涯を通しての自己変容は、思索と行動の枠組みの「転換」に留まらず、「一人の人間」のアイデンティティと在り方・生き方が変わるという意味での「転生」と呼ぶに相応しいものである。

第二に、転生し、生まれ育った地で、生命世界と連なって生かされていることに本当に生きていると実感する緒方さんを敷衍して、「一人の人間」の「人として生きる」全体的な様態を描くことができる。すなわち人は、システム社会の中で日常の社会生活を送ると同時に、生命個体として38億年の生命史（誌）に繋がって生命世界を生き、さらには死者や未生のいのちから願いを掛けられて魂（いのち）の世界を生きるのである。

第三は、環境教育の知の枠組みに関してである。環境教育は、実証主義的「環境についての

知識の教育」、解釈主義的「環境の中での体験活動の教育」、批判主義的「環境のための行動の教育」と定式化され、それぞれが一つの知の体系すなわちパラダイムを形作っていると理解される。今、各パラダイムにおける研究あるいは研究が生み出す知の目的に注目すると、実証主義的環境教育は出来事を予測し統制すること、解釈主義的環境教育は出来事の体験の意味を理解すること、批判主義的環境教育は人々を虚偽意識から解放すること、となる。これを参照して緒方さんの知の目的を推論するならば、「魂の救い」あるいは「生命共同体の再構築」を想定することができるかもしれない。しかし、緒方さんの「魂の救い」という「本願」は、思索と行動の枠組みの転換に留まらず、「一人の人間」の質の変容すなわち転生と相俟って生まれたものであることを踏まえるならば、それは環境教育の3つのパラダイムと同じ水準に並置されるのではなく、異なる水準すなわち世界観あるいはコスモロジーとして捉えられるべきものではないだろうか。世界観・コスモロジーは、パラダイムの基盤にあって知を生み出す源である。パラダイムは、世界観・コスモロジーに下支えされている。キリスト者としての私の世界観を加筆して両者の関係を図示すると、下のようになる。

図 環境教育の3つのパラダイムと緒方さんと原子の世界観の関係

環境教育の知の枠組み・パラダイム	環境についての知識の教育	環境の中での体験活動の教育	環境のための行動の教育
	実証主義	解釈主義	批判主義
世界観・コスモロジー	緒方正人さん 「魂の救い」という「本願」		原子 キリスト教有神論

下の表は、この環境教育のパラダイムと世界観・コスモロジーを視座とすると、水俣病はどのように捉えられるかを考えるために作成したワークシートである。

表 水俣病の見取り

	実証主義	解釈主義	批判主義	「魂の救い」	キリスト教有神論
原因					
加害—被害					
責任					
認定					
解決					
救済／救い					
和解					
水俣病					

例えば、「水俣病」を考えてみよう。緒方正人さんにとって、魚、ネコ、鳥が死に、人間が



狂い死にするのは「事実としての水俣病」である。他方、それは「水俣病事件」である。

この事件は、人が人を人と思わなくなった時から始まった。そのときすでに、この大自然を一方的支配と欲望のみで侵す思想は、やはり侵略者であった。私はこれを水俣病事件と呼んでいる。(『「水俣病」問いかげの書』から)

さらにまた、「魂の救い」を「本願」とするのが水俣病である。一つの出来事が、「一人の人間」においてこのように多義的に捉えられる。このこと一つとっても、一つの事象をどのような言葉でどのように理解するかを、知の前提に遡って検討することが肝要である。

水俣病を巡る現状を念頭に置くならば、水俣病ならびに事件の実態を実証主義的に把握すること、かき消されていく声を聴き取って解釈主義的に意味を解明すること、安定化させる巨大な権力の力学を批判主義的に究明することは緊要である。しかしそれだけでなく、緒方さんの「本願」を正面から受け止めるならば、生命共同体の存在基盤に立ち帰って、死者あるいは未生のいのち、また生きとし生けるもののいのちの願いに応答する責任を、私たちは共に負っているのではないだろうか。

大江健三郎さんは、『「新しい人」の方へ』(朝日新聞社、2007年)という本の中で、聖書の「エフェソの信徒への手紙」の中にある言葉に触発されて、困難を極める対立の中にある世界において、敵意を減らし、「和解を作り出す『新しい人(たち)』となることをめざして生き続けて行く人」(p.198)を描いている。そして、子ども達と若い人達に、「『新しい人』になってください。『新しい人』をめざしてください。『新しい人』になるほかないのです。」(p.204)と呼びかける。

私は、緒方さん、大江さん、そして聖書の呼びかけを受けて、生命共同体の存在基盤から「新しい人」の方へ向かって、皆さんと議論を進めていきたいと思う。

#### 〈全体会对談〉

#### 遠藤邦夫(水俣病センター相思社理事)・及川英二郎(東京学芸大学)

井上ゆかり・原子栄一郎の2報告をうけて、遠藤邦夫と及川英二郎の対談では1990年代の「もやい直し」に至る経緯や意義について遠藤が語った。主な内容は以下の通りである。なお、遠藤のプロフィールなどについては、遠藤邦夫著『水俣病事件を旅する』(国書刊行会、2021)参照。

#### [対談要旨]

1. 「もやい直し」の前提：1970年代、未認定患者を中心にチツソと直接交渉する「自主交渉派」と、水俣病の病名変更を主張する市民との対立が深刻化した。私は病名変更には賛成できないが、病名のために出身地を名乗れないという、病名を変更したい側の動機については理解できる。
2. 「もやい直し」の経緯：1990年に行政(水俣市・熊本県・環境庁)が始めた「環境創造みなまた推進事業」(以下「推進事業」)で、それまで「敵」同士だった水俣病センター相思社と行政が出会った。市・県職員や住民からは「相思社の人もちゃんと人の話を聞けるんだ」

などと皮肉を込めて言われた。それくらい、それまでの敵対関係は深刻だった。水俣の今後について、実は同じようなことを考えていると相互に了解し合った。他方で、「敵」だった相手といっしょに仕事をする事への批判の声もあった。

3. 相思社の方向転換：1989年に「甘夏事件」がおこった。無農薬・低農薬と銘打って、ふつうに農薬を使用した甘夏を出荷してしまった。「オマエらはチツソと同じだ」とまで批判された。裁判原告の集いの場として1974年に創設された相思社だったが、未認定患者運動を指導した「自主交渉派」川本輝夫とともに闘う組織となっていたため、認定患者からすれば容赦ない糾弾の対象となったのだろう。これを機に、相思社の創設メンバーは退職し、新しい職員中心の相思社が再出発した。しかし、職員の多くは水俣病に関わる資産はゼロに近く、考証館・鬼塚巖写真移動展や水俣実践学校などの取り組みは総じて赤字だった。そうしたなかで、熊本県の担当者が何度も訪ねてきて「推進事業」への参加を勧誘してきた。相思社は、「生き残り」をかけて参加に踏み切った。「地域振興と患者救済は両立する」といった理屈もつけたが、これは「運動」にありがちな後づけの理屈だったと思う。

4. 「もやい直し」の実践：行政とともに、さまざまな活動を行った。市立水俣病資料館開設（1993年）に際しては、相思社の機関紙『ごんずい』で展示内容をていねいに批判・紹介した。1994年には資料館と共同で、小学生対象のパンフレット『水俣病10の知識』を作成した。意見の合わないところは両論併記としたが、1996年の改訂版では統一見解を示すことにした。行政への「妥協」ともいえるが、この過程そのものが「もやい直し」といえるだろう。

5. 「もやい直し」の失速：井上報告にもあったように、百間排水溝の遺構を撤去しようとするなど、もはや水俣市役所に水俣病から学ぶ姿勢はない。第2世代訴訟での被告側弁護士の言い分からも、「もやい直し」が失速したことは歴然としている。原因の1つには、「推進事業」への環境庁による資金面でのバックアップが1997年度に終了したことがある。金の切れ目が縁の切れ目ということだろう。しかし、最大の原因は、結局チツソにあるというほかない。「推進事業」にチツソは参加しなかった。無理矢理にでも参加させておかなかったのが大きな間違いだったと思う。チツソはいま、水俣病を地域の資産として活用することを妨害し、市民の対立を（暗に）煽っている。

6. その他：水俣市が1993年から開始した「資源ごみ21分別」は、先進的な取り組みだけでなく、地域の内発的な取り組みとして有意義だった。その後、産廃処分場建設に反対する一方で、「一般ごみ」が膨張し続けている現状は、「自分たち」のごみをどう処理するかという課題を地域に突きつけている。

「集合的トラウマ」という概念も重要である（成元哲、牛島佳代編著『原発分断と修復的アプローチ』東信堂、2023参照）。市内に刻まれた対立と同時に、1950s・60sに魚を摂取した人はすべて水俣病に罹患していると見るべきであり、「トラウマ」は対立を越えて共有されている。ただし、「集合的トラウマ」を前面に出すことで、過去の経緯を不問に付す危険性もあり、注意を要するところである。

[対談で語り切れなかったこと]

以下、対談後の遠藤と及川のメールのやり取りを、対談風にまとめた。

遠藤：対談では「もやい直し」をキーワードに、主に1990～1997年度の「推進事業」に、水俣病センター相思社が関わったことを話した。しかし現在の水俣において「もやい直し」は失速状態にあり、その意味では「もやい直し」は「かき消されていく声」になってしまっていたのだ。この場合、「安定化させる力学」とはチツソとそれに従属している水俣市役所が発揮している力と言えよう。あれほど相思社が力を注いだ「推進事業」が、水俣市内で活かされていないことを私が無意識で拒否していたので、失速を他人事のように思う「錯覚」が生まれたのだろう。

「推進事業」は水俣地域でも他地域でもそれなりの実績を上げたと考えているが、それが水俣地域に根付くには「もやい直し」の次の一手が必要だったのだろう。つまり「もやい直し」が失速している理由をチツソや市役所のせいにするのは、「安定化させる力学」に従わされたままということだ。次の一手を探し出すのはそう簡単ではないが、私たちが追い求めた「もやい直し」は、どこの誰にとっても「夢」のままでは終われない。

及川：相思社が関わっていた「もやい直し」をどう評価するか。遠藤さんが言うように、それが「かき消されていく声」そのものだったとしても、「0」か「100」ではないのだから、地域の中にも外にも、さまざまな手応えや「タネ」を（＝良いタネも悪いタネも）撒いたことは確かだと思う。その痕跡は、今は「失速」という表現しかできないとしても、やはり「0」ではない。それこそ「錯覚」も含め、有形無形のポジティブな効果はあるはずで、それをあまり過小評価したくはない。「100」という評価＝美化も問題だが、「0」という評価も、関係する人たちの当事者性や主体性を見ない「上から目線」になってしまうからである。個人的には、「1990年代」という歴史的な状況下に成立した「もやい直し」の意義を、今後、ていねいに考えていきたいと思っている。その点、どうお考えか。

遠藤：大きく言えば、1989年にベルリンの壁が破れてから、ソ連や中国ばかりでなく日本でも左翼やNGOはその存在が問われた。相思社は左翼団体でなかったが反政府組織だったので、その危機は甘夏事件という形でやってきた。1990年からの新生相思社は、存立意義を問われていた。

相思社が生き残りをかけて推進事業に参加したのは、93年秋「環境ふれあい in 水俣」からだ。その前から水俣市・熊本県の職員とは、水俣病被害者の市民講座などで協力関係は既にあった。93年秋には相思社吉永利夫と水俣市役所吉本哲郎が協議して、相思社・水俣市民・行政（市役所・県庁・環境庁）が自由に討論する水俣研究会を立ち上げている。ここではお互いが持ってきた敵対意識や決めつけを脇に置いて、水俣のことを真剣に話し合うこ

とができたことにお互いが驚いた。さらに94年3月に相思社は、水俣市から初めて委託されたレポート「水俣市の35年」（テーマ：水俣市は水俣病について責任があったのか）を作成している。93年末に相思社会員に向けて以下のアンケートを送付したが、実質的にはすでに行政との協働にかなり踏み込んでいたので、引き返せるぎりぎりのタイミングだった。

<アンケートの内容>

相思社機関誌『ごんずい』21号（1994.3.25）

設問：行政との関係（複数回答あり）

- |                                  |
|----------------------------------|
| ① 関係を持つ必要はない 11                  |
| ② 水俣病関係のことなら共同企画があってよい 87        |
| ③ 地域再生のために市民のなかに踏み込んだほうがよい 85    |
| ④ 行政責任をあくまでも追及する 60      ⑤その他 14 |

（アンケート送付総数799通 返送された回答191通）

この結果をみて、②と④の適正な維持を考えながら、相思社職員は「推進事業」への参加に公然と踏み切った。

及川：水俣の「美化・神話化」を私も批判的に申し上げてきたが、「神話」や「夢」なしに合理的なだけの世界でも、結局ニヒリズムに陥ってしまう。現状を変革しようとする人間のエネルギーは湧いてこないだろう。「神話」や「夢」は必要でもある。その点、「もやい直し」が地域内外に残した「実績」について、いま言えることは何か。

遠藤：1998～2010年頃の「実績」をざっと上げると、地域内では地元学あるもの探しを市内で実施・水俣市の環境政策への協力・県内小中学校の水俣学習受け入れ・県外からの修学旅行受け入れ・2004～2008年産廃処分場反対運動・2006年水俣病50周年事業などを行っていた。地域外では、3.11で甚大な被害を受けた福島県いわき市のザ・ピープル吉田恵美子が「2011年9月には私自身で水俣を訪れ、水俣の苦闘と環境に特化した町の再生の道筋は、まさにいわきが今後辿るべき道だとの実感を得た」（『ごんずい』126号）と述べている。2012年から2015年まで、吉田たちが引率して、いわき市内の中高生の水俣現地研修を実施した。その報告書に、参加者が「水俣は50年経って汚染されていた海も…きれいになって…もやい直しと言って話し合いを続けてきた…未だに病気で苦しんでいる人、差別や偏見を受けた人も大勢いる…いわきと重なって見えた」と感想を述べている。

及川：「神話」や「夢」を生産的に活かしながら、「次の一手」をいっしょに考えていきたいと思う。ありがとうございました。

遠藤追加：懇親会で「戦後民主主義」が、戦争で疲弊した人々に与えた希望について話した。

現代日本を「戦後民主主義」から見直すことによって、閉塞した現在を打ち破るきっかけになるかもしれない。

〈大会参加記〉

## 2023 年度大会「安定化させる力学とかき消されていく声——1973 年以降の水俣から考える」参加記

秦 文憲(総合研究大学院大学博士後期課程)

2023 年 12 月 9 日、同時代史学会の 2023 年度大会が東京経済大学国分寺キャンパスで開催された。本大会はキャンパスでの対面および Zoom によるオンライン参加が可能なハイブリッド形式で行われた。テーマは「安定化させる力学とかき消されていく声——1973 年以降の水俣から考える」と設定され、水俣病第一次訴訟の熊本地裁判決が出されてから 50 年という節目にあることを意識しながら、被害者やその家族が水俣病とどう向き合ってきたかという「生」のリアルや地域社会の実像に注目し、「かき消されていく声」について考察することが目的とされた。

第 1 報告は熊本学園大学水俣学研究センターの井上ゆかり氏による「一次訴訟判決後から現在までの水俣病被害当事者の『かき消されゆく声』」である。井上氏の水俣で調査研究を進めてきた経験をもとに、水俣病が確認された直後の患者（第一世代）、そして現在裁判を行っている胎児性水俣病患者（第二世代）ら、声を上げる被害者たちの現状と、できるだけ水俣病患者を認定しようとしめない熊本県や加害企業であるチッソ、そして国の対応が報告された。特に興味深いのは、第一世代の患者と比べて、近年訴訟を起こしている第二世代の患者らに対して、国や県は従来よりもその認定をめぐる強硬な態度をとっていることを明らかにした点である。ここから、水俣病を「終わらせよう」とする強力な力が働いていることがわかる。

第 2 報告は東京学芸大学環境教育研究センターの原子栄一郎氏による「水俣病を環境教育として取り上げることに於いて、緒方正人さんを考材とすることによって何がもたらされるか？ 私の大学環境教育実践から」である。原子氏は自身の経験をもとに、環境教育の意義と水俣病患者の取り上げ方について報告を行った。報告者は環境教育の研究者、そしてキリスト教信者として、持続不可能な社会を支えている教育を考え直すことを課題としてきた。しかし同時に職場である大学では、現在ある社会をさらに強化・発展させるための環境教育を推進する立場に置かれ、「かき消される声」と「安定化させる力」の板挟みになっていたという。そうした中で水俣を訪ねるうちに、水俣病患者である緒方正人さんと出会い、その生き方と思想の変遷から、報告者は自分の抱えていた矛盾を受け入れ生きようと決意したことが語られた。そして環境教育を行う際には、実証主義の研究教育が必要であり、そこには批判的社会科学が必要であると述べていることを述べた。

休憩をはさんだ後、水俣病センター相思社の元職員である遠藤邦夫氏と大会の企画担当者である及川英二郎氏との対談が行われ、1990年代に取組まれた「もやいなおし」という活動を中心として議論が交わされた。遠藤氏はこの運動のキーパーソンであり、「もやいなおし」は、水俣病への対応で二つの派閥に分かれてしまった市民の間をなんとか融和させたいという考えから始まった運動であり、対話を重ねることにより、「お互いにお互いを納得する」ことができたということが語られた。「もやいなおし」は市民間だけで行われたわけではなく、相思社と水俣市の間で、水俣病資料館のパンフレット作製に関し意見をすり合わせていったことも、「もやいなおし」の一部であると位置づけていた。そして、遠藤氏は現在「もやいなおし」は失速しているとし、その原因は水俣病を受け入れようとしなくなっている水俣市の態度と、住民と患者、被害者間の対立を暗に煽っているチッソであると評した。

全体討論では、まず井上・原子両氏が遠藤氏の話した内容について感想を述べた。その後行われた質疑応答では、フロア・Zoom 両方から質問が寄せられた。いくつか取り上げると、原子氏に対して、緒方さんの生き方や言葉に触れた学生たちの反応はどのようなものか、井上氏に対して、「もやいなおし」を経た市民の状況について、遠藤氏に対して、水俣病の問題で重要な役割を果たした石牟礼道子の告発と「もやいなおし」の位置について質問がなされた。

本大会に出席して筆者が感じたことは、チッソ・県・国といった力を持つ側が、過去の「過ち」と彼らが考えるものを消し去り、風化させようとする力の強さに対する危機感であった。井上報告にあるように、県や国が第二世代の患者の水俣病認定をしようとせず、チッソが水俣病の痕跡・象徴を消滅させようとして行う行動は、歴史を直視せず抹消しようとする考え方であるということが出来る。そしてまた、この過去の否認と抹消という考え方は近年急速に強まっている動きであると筆者は考える。こうした動きに対し、当事者の声を「かき消さない」ためにも、事実に基づく歴史研究を行い、情報発信を継続していくことが重要である。そして、その最前線の一つが今回大会テーマとなった水俣であり、現在の問題と密接に結びつく同時代史研究なのではないだろうか。

一方で、こうした力を持つ側対声を上げる市民という構図だけではなく、井上報告で取り上げられた、市民からの圧力により認定申請を取り下げさせられた例にみられるように、市民間の対立と融和などについて、もう少し深く検討することもできたのではないかと考えた。こちらも近年よく見られる問題であるが、インターネットやSNSにおいて、市民間での過激な非難の応酬と分断がさまざまな部分で生じている。原子報告で取り上げられた緒方さんの心の動きと活動の変容、遠藤氏の「もやいなおし」にみられるような対話の実践は、こうした市民間の対立と分断を乗り越えるための例となりえるのではないだろうか。こうした観点からの議論も行うことができたはずだが、時間の都合もありそれが出来なかったのが残念であった。

水俣の問題は現在進行形の問題であり、本学会が「同時代史学会」である以上、再び水俣を取り上げることもあると思われる。その際に振り返るべき一里塚として、本大会は十分な

役割を果たしたと評価したい。

## 同時代史学会 参加記「安定化させる力学とかき消されていく声—1973年以降の水俣から考える—」

岡崎みのり（一橋大学大学院修士課程）

12月9日、2023年度同時代史学会大会にて、「安定化させる力学とかき消されていく声—1973年以降の水俣から考える—」と題して全体会が行われた。全体会は2つの報告と1つの対談、最後に質疑応答と討論があり、報告は井上ゆかり氏（熊本学園大学水俣学研究センター）と原子栄一郎氏（東京学芸大学環境教育研究センター）、対談は遠藤邦夫氏（水俣病センター相思社元職員）と及川英二郎氏（全体会企画者）が登壇された。本稿ではその参加記を書くにあたり、企画題にもある「声」と「力（学）」をキーワードに全体会を振り返ってみたいと思う。

井上ゆかり氏による「一次訴訟判決から50年 水俣病被害当事者の『かき消されゆく声』」と題した報告は、井上氏がこれまで看護師や研究員として患者の方々や漁村に住む方々の隣に立ち、寄り添って研究する中で目にしてきた、被害者たちの声の届かなさと加害者たちの応答の遅さを訴えるものであった。特に写真・記事・グラフなど多彩な資料を用いたスライドは印象的で、水俣病事件をめぐる患者、被害者、そして未だ水俣病認定を受けていない被害当事者たちの現実の姿が詳細に示された。

「かき消されゆく声」はもちろん、この水俣病事件の被害者たちから発せられている。彼らは、一次訴訟判決以前には「水俣病の症状は見られない」「(病気になるほど)魚を食べていないはずだ」と“誤りを訂正され”、一度判決が出て制度化された後は「いつまで騒いでいるのか」「補償金目当てではないか」と“諭される”。一見それは公正な裁判の場における2つの対称的な「声」同士の対話に見えるが、これらの事例から見えてくるのは、権力者であり加害者であるチツソ、熊本県、国（政府）が相手の声をかき消す「力」を持っている、という事実である。あえて言葉を使えばこれが、それまでの状況の変動を防ごうとする「安定化する力」といえるだろうか。井上氏が訴えたのは、一次訴訟判決から50年経った現在もこの事態が未解決であることへの危機感であっただろう。

しかし「水俣病は終わってない」と言われるとき、そこには、係争中の訴訟や結果待ちの認定申請が残存しているというような物理的な現実はもちろんだが、何かもう一つ別の響きを私たちは聞き取らないだろうか。原子栄一郎氏の報告は、この点にアプローチしたものだと思ったと思う。報告題は「水俣病を環境教育として取り上げることにおいて、緒方正人さんを考材とすることによって何がもたらされるか？ 私の大学環境教育実践から」であった。緒方正人さんは幼少期に父を水俣病で亡くし、自身も患者・被害者として訴訟の第一線で奮闘

するが、1985年に認定申請を取り下げて訴訟活動からも退き、その後は「本願の会」の結成や水俣フォーラムなどの活動を通して、「人間」として「大自然」と生きることを祈り訴え続けている人物である。

緒方さんが告発しているのは、「命/魂のつながる世界」に対する「システム社会」の侵略という「文明の主たる人間の罪」である。ここにおいて「かき消される声」を発しているのは「命/魂のつながる世界」であり、「安定化」とは命/魂の連動の断絶と停止であり、そうする「力」を有しているのはシステム社会（の中で生きている人間）である。興味深いのは、緒方さんが水俣病患者としてのあり方を放棄して、「人間」という加害の側としてそれを語ったことである。現代環境教育が「持続不可能な社会を支えている教育を考え直し、その向きを変えること」という根本課題に取り組むとき、訴訟や認定申請という加害－被害関係から「向きを変え」、「一人の人間」として語った緒方さんは、その課題へ応答した人なのだと原子氏は言う。緒方さんの「チツンは私であった」という言葉は、水俣病事件のもう一つの「かき消される声」への応答の言葉だったのである。

続く遠藤邦夫氏と及川英二郎氏との対談では、「もやい直し」がテーマであった。遠藤氏は1990年代に患者・市民・行政が協働した地域づくりを目指す「環境創造みなまた推進事業」に携わっていた。この「もやい直し」（人と人の絆を結び直すこと）は、それまで水俣地域で「集会的トラウマ」的に正面から語られてこなかった水俣病について、地域が垣根を超えてともに向き合う足掛かりとなった。しかし一方、1998年の事業終了もあって、百間排水溝の問題など、今「もやい直し」が失速しているという。その内容も興味深かったが、個人的には、質問に対峙する遠藤氏の立ち振る舞い自体に学ばされる場所が多かった。ご本人は「アカデミックでない水俣病事件ナラティブ」が得意だと述べていたが、「もやい直し」が順調でないという事実を抱えながら、それに関わった自分の立場にとって都合が良いか悪いかはお構いなくありのままに答える姿は、あらゆる方向から聞こえてくる「声」の一つ一つを拾って向き合おうとする一人の応答者の姿を体現しているように思われた。

最後に、質疑応答の中で「安定化させる力学」と「90年代」との関係はどのように考えられるか、という質問があった。これは「90年代」に限らず「70年代」や「80年代」、或いは「現代」にも当てはめることができる問いではないだろうか。加えて被害者の地である水俣での差別など、水俣病事件の複雑性や多重性に働く同時代的な「力学」とは何なのか。これは今回の一連の議論を通して生身の「かき消される声」が再確認されたことで見えてきた、向き合うべき新たな課題であると思う。水俣の「声」が社会の空気を揺らすとき、それを聞く私たちは、その波動を「安定化する力学」に対峙し続け、応答し続けることが求められている。



## 【編集後記】

今号では、同じく年次研究大会報告号であった前々号と同様に、多くの大会自由論題報告の要旨を掲載することができた。これは本学会の大会が自由な研究成果発表の場として定着してきたことを示すもので、誠に喜ばしいことだ。その原稿取りまとめと入稿までの煩雑な準備作業には、前々号に引き続き戸邊秀明理事のご助力を得た。記して感謝申し上げる。また大会の全体会に関しては、報告者による報告要旨に加え、登壇者による対談の記録が掲載された。新たな取り組みを得て、大会の成果は記録され引き継がれていく。

さてこの間も、記録され引き継がれていく同時代史史料の新たな公開・発掘が進展している。1992年の天皇訪中に関する外交文書の外務省による公開や、原子力をめぐる政策と運動に関する史料を多く含むとされる「吉岡齊資料」の九州大学による公開準備、宮澤喜一が大学ノートに書き記し続けた「日録」についての朝日新聞による報道、はたまた下山事件の捜査過程を克明に記したとされる「極秘資料」をもとにして事件の背景にある米ソ対立の一つの現場を描いたNHKによるドキュメンタリー制作に至るまで、同時代史を紡ぐ取り組みが地道に、そして力強く続けられている。

これらのうち下山事件の「極秘資料」について、歴史研究者としてはこの史料の素性をまずは知りたいところだったが、番組ではその点について正面から取り上げられることはなかった。他者による検証可能性の担保を不可欠の要件とするアカデミズムの作法では、史料批判のしようのない「極秘資料」をもとにした調査成果とは一定の距離をとらざるを得ない。とはいえ、公開を前提にするならば所蔵者が史料へのアクセスを許諾しない、というケースも数多くあるだろう。そこで、情報源の秘匿を原則とすることで情報へのアクセスを実現し、明らかになった事実のみを公表するというジャーナリズムの作法が活かされることになる。もちろんそこで公表された事実は、後年当該史料が公開されるなり別の史料が用いられるなりして、アカデミズムの作法にもとづく検証が行われることになるだろう。ここにはアカデミズムとジャーナリズムとが相互補完・協力関係を取り結び得る領域がある。

また宮澤喜一「日録」については、御厨貴氏ほか政治学者らのグループと朝日新聞社とが8年前から共同研究を続けてきたという。このプロジェクトでは手書きの文字をテキスト化するとともに、朝日新聞に掲載された記事・首相動静や国会議事録などと横断検索できるデータベースを構築中だという。デジタル化にともない存立基盤が揺らいている新聞メディアにとって、新たな役割を開拓する試みとなるのか注目されるとともに、アカデミズムと報道機関の協働のあり方としても大いに期待したい。

同時代史学会も、発足当初は現在よりももっとジャーナリズムに開かれた学会への志向があったように記憶している。時代の変化とともに学会の性格が変わっていくことは一概に否定されるものではないが、折に触れて設立時の理念が振り返られるべきだろう。会誌『同時代史研究』第16号の「特集 同時代史学会設立20周年」を、改めて読み直してみよう。

(中村一成)

同時代史学会 News Letter 第 43 号

発行日：2024 年 5 月 15 日

連絡先：〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

日本大学法学部 9603 研究室 原山浩介 気付

電子メール：[info@doujidaishi.org](mailto:info@doujidaishi.org)